

飯田市多文化共生社会推進計画

第3次改訂版

～地球市民として、共に生きる～

計画実施年度：2025年度（令和7年度）～2027年度（令和9年度）

飯 田 市

目 次

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
第2章 多文化共生社会推進における現状と課題	4
1 第3次計画の策定を取り巻く国の動向	4
2 統計からみる飯田市の外国人住民の現状	4
3 前計画の振り返り	8
4 現状や課題、解決に向けた方向性	10
第3章 計画の目標と基本的な考え方	12
1 基本方針の理念と目標	12
2 第3次計画の基本的な考え方	12
3 施策の柱と重点項目	13
第4章 実行計画	14
1 施策の柱1 定住生活の支援	14
2 施策の柱2 人権・多文化共生社会推進のための国際理解・国際交流の推進	19
3 第3次計画の体系図	21
第5章 計画推進の役割分担ほか	22
1 役割分担	22
2 推進体制	23
3 用語の説明	23
資料編	
飯田市外国人住民意識調査結果	24

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

飯田市には、2025年（令和7年）3月末現在、2,352人の外国人住民が暮らしています。

歴史的にみると、第2次世界大戦前から飯田下伊那地域では、8,000人以上の人々を満蒙開拓団として送り出しましたが、1980年代を前後して徐々に中国に渡った人々が帰国し、家族を呼び寄せ、この地域に定住するようになりました。

1988年（昭和63年）には、フランスのシャルルヴィル・メジエール市と、人形劇文化の振興を縁として友好都市提携を結び、人形劇による文化交流が始まりました。これをきっかけに、1989年（平成元年）には、地域の国際交流推進のため、民間団体が中心となって飯田国際交流推進協会が設立され、交流を通した多文化理解、多文化共生の取組が進められました。

その後、1990年（平成2年）の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）の改正により、精密機械工業が盛んな飯田市にも、ブラジルを主とした多くの南米の日系二世が労働力として雇用され、外国人住民数は2003年（平成15年）に3,200人を超えて、過去最高となりました。その後、リーマンショックの影響で多くのブラジル人住民が職を失って帰国あるいは転出し、現在は約250人のブラジル人住民が暮らしています。

このような経過の中で、言葉の壁の違いにより、外国人住民が日常生活に必要な情報が十分に得られなかつたり、近隣住民とのコミュニケーションが思うように取れずに孤立したり、外国人住民と地域住民との間で文化や習慣の違いから誤解やトラブルが生じることもありました。

こうした問題を解決するため、お互いを理解し地域に共に生きる仲間として、多様性を認め合う多文化共生の意識づくりに向けて、市民・事業者・ボランティア団体等と連携協力して外国人住民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進する「飯田市多文化共生社会推進基本方針」（以下、「基本方針」という。）を2007年（平成19年）3月に策定しました。この基本方針には、「社会的・文化的な差異を当然のこととして認め、日本人住民も外国人住民も地球市民として共に生きていくことが必然となる21世紀においては、お互いが理解し合い、尊重し合うことが重要である」と記されています。

この基本方針をさらに具体化するために、2012年（平成24年）3月に「飯田市多文化共生社会推進計画（2012年度～2016年度）」を策定し、多文化共生社会の実現のために各種の施策を推進してきました。その後、時代の変化を捉えながら改訂を重ね、第2次改訂版（2021年度～2024年度）の計画（以下、「前計画」という。）の期間終了に伴い、現在の目まぐるしく変わる社会情勢や、それに伴う地域及び外国人住民が抱える課題の解決と、多文化共生社会を目指すため、基本方針を基に、第3次の改訂（以下、「第3次計画」という。）を行うものです。

2 計画の位置づけ

この第3次計画は、「いいだ未来デザイン2028」を上位計画とする、「飯田市多文化共生社会推進方針」を具体化する実行計画です。この計画により、多文化共生社会を推進するとともに、「いいだ未来デザイン2028」が掲げる未来ビジョンと人口ビジョンの実現を目指します。

また、国の動向や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行なながら計画を実行します。

3 計画の期間

計画期間は、2025年度（令和7年度）から、2027年度（令和9年度）までの3年間とします。

なお、これまでの飯田市男女共同参画計画は、男女共同参画の推進にとどまらず、性別や年齢、国籍等の違う多様な人々を対象にした計画であり、地域社会の構成員としてお互いの違いを認め合い、共に生きていく共生社会の実現を目指す計画となっています。今後、策定する「第8次飯田市男女共同参画推進計画（仮称）」では、外国人住民に係る具体的な施策も含めた包括的な計画とする予定のため、現在推進中の第7次飯田市男女共同参画計画の終期に合わせた計画期間とします。

第2章 多文化共生社会推進における現状と課題

1 第3次計画の策定を取り巻く国の動向

法務省のまとめによると、全国の2024年（令和6年）6月末時点（最新）での在留外国人数は、325万8,956人となっています。前年に比べ、17万7,964人増（5.2%増）となり、過去最高となりました。在留外国人数は入管法の在留資格再編が行われた平成2年（1990年）以降、コロナ禍で一旦減ったものの右肩上がりに増加してきました。

国は、2019年（平成31年）4月に入管法の改正を行い、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設し、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に推進しました。さらに、2018年（平成30年）12月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」）を2019年（令和元年）6月に改訂し、様々な関連施策を各省庁が実施しています。多文化共生社会推進政策を所管する総務省でも、総合的対応策の改訂に伴い、「地域における多文化共生推進プラン」を改訂しました。

また、外国人住民との共生には、日本語教育の充実が欠かせないことから、2019年（令和元年）6月に日本語教育推進法が施行され、国、地方自治体、事業主の日本語教育に対する責務が明確化されました。

さらに、今後一層の増加が見込まれる特定技能外国人に対応するため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成30年12月25日閣議決定）」が、2024年（令和6年）3月29日に一部変更され、特定技能所属機関の責務が明記されました。これにより、地域における外国人住民との共生社会の実現に貢献することや、日本語習得をはじめとする日常生活、職業生活、社会生活上の支援が今まで以上に求められます。こうした時代背景のなか、外国人住民を雇用する企業も含めて、共生社会の実現を進めていく必要があります。

2 統計からみる飯田市の外国人住民の現状

（1）国籍別人数や在留資格別人数等の推移

飯田市の外国人住民数は2025年（令和7年）3月末時点で2,352人となっており、飯田市の総人口に占める割合は約2.5%となっています。国籍別では、中国籍が851人で最も多く、全体の36.2%を占めています。次いでフィリピン籍464人（19.7%）、ベトナム籍296人（12.6%）、と続いてお

り（表1）、全体では37カ国に及びます。中国籍が多い理由は、満蒙開拓団による中国帰国者が多いことに起因しています。

在留資格別では、永住者が1,081人（46.0%）、特別永住者が48人（2%）、定住者が196人（8.3%）、日本人の配偶者等や永住者の配偶者等が184人（7.8%）などとなっており、外国人住民のうち60%以上が定住していることがわかります（表2）。

1990年（平成2年）に入管法が改正されて以来、飯田市においても外国人住民数は増加し続け、2003年（平成15年）のピーク時には3,243人となりました（表3）。

その後、長引く不況や東日本大震災の影響等から減少傾向にあったものの、2014年（平成26年）から微増傾向に転じました。また、コロナ禍の中で減少傾向となりましたが、現在は再び増加傾向にあります。

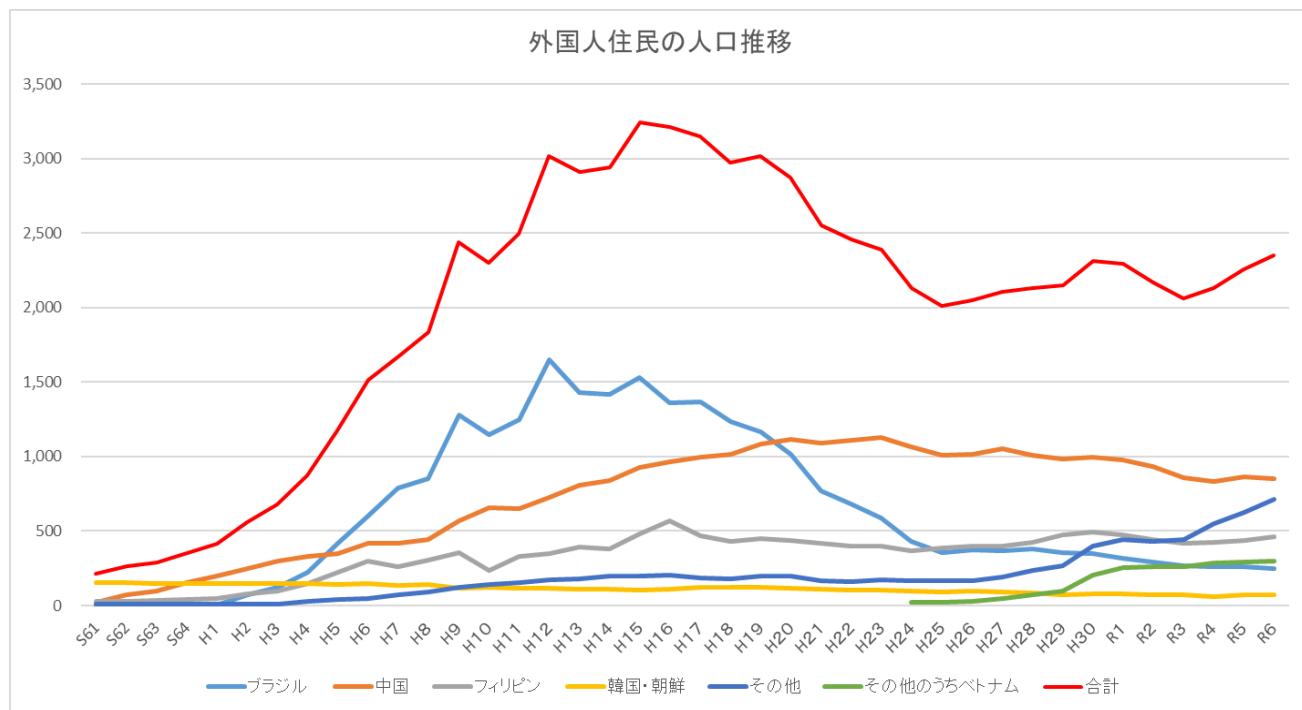
（表1：2025年3月末の国籍別外国人住民内訳：単位人）

国名	人口
中国	851
フィリピン	464
ベトナム	296
ブラジル	251
インドネシア	83
韓国・朝鮮	73
ネパール	68
ミャンマー	57
スリランカ	51
タイ	40
その他	118
合計	2,352

（表2：在留資格別外国人住民内訳：単位人）

在留資格	総計
永住者	1,081
技能実習2号口	260
特定技能1号	216
定住者	196
日本人の配偶者等	130
技術・人文知識・国際業務	126
技能実習1号口	109
永住者の配偶者等	54
家族滞在	53
特別永住者	48
特定活動	19
技能	18
技能実習3号口	10
教育	7
企業内転勤	6
技能実習1号イ	4
経営・管理	3
特定技能2号	3
技能実習2号イ	2
高度専門職1号口	2
宗教	2
留学	2
高度専門職1号ハ	1
合計	2,352

(表3：外国人住民の人口推移)



(2) 前計画からの外国人数の主な変化

企業等で働く特定技能、高度専門職、技術・人文知識・国際業務の在留資格を持つ外国人住民が増えています。一方、永住者、定住者等の飯田市に長く暮らす外国人住民は減っています。

企業の人材不足が深刻となる中、今後、企業で働く外国人住民の増加が想定されます。

項目	令和2年度末	令和6年度末
外国人（外国籍）住民数	2,171人	2,352人
国籍数	34カ国 (1名国籍不明者含まず)	37カ国
在留資格別		
技能実習生1号～3号	367人	385人 (18人 増加)
特定技能、高度専門職	55人	241人 (186人 増加)
技術・人文知識・国際業務	51人	126人 (75人 増加)
家族滞在	30人	53人 (23人 増加)
永住者、特別永住者、定住者、日本人の配偶者等	1,632人	1,509人 (減少 △123人)
上記在留資格以外の外国人数	36人	38人

(3) 外国人住民意識調査からみる現状

2025年（令和7年）に実施した外国人住民意識調査の詳細は、本計画の資料編に掲載されています。特に、飯田市での暮らし方、働き方等の特徴は、次のとおりです。

- ・回答者103人のうち、飯田市に5年以上住んでいる外国人住民は60%を超えていました。
- ・永住希望者の割合が80%以上を超えており、飯田市について住みやすい、どちらかといえば住みやすい地域であると回答した人は90%以上にのぼり、定住化が進んでいる傾向にあります。
- ・就労先については回答者の50%以上が製造業に従事しており、非常に高い割合が伺えます。
- ・雇用形態では、正規雇用者の割合は約24%に対して派遣、契約、パート・アルバイトなどが約38%を占め、不安定雇用が多い実態があります。また、生活においての不安についても、表に記載した順位であることがわかりました。

※全回答者数103人

調査項目	詳細	構成比
飯田市に5年以上住んでいる割合	5年以上10年未満、10年以上の在住者合算	64.1%
永住希望	永住希望（仕事があれば永住希望含む）	80.6%
住みやすさ	住みやすい、どちらかといえば住みやすい	95.1%
就労先	工場勤務（製造）	53.4%
雇用形態	正規	24.3%
	派遣	14.6%
	契約	13.6%
	パート・アルバイト	9.7%
生活においての不安 (回答数が多い順) ※複数回答可	現在の生活費	順位1
	自分や家族の健康	順位2
	日本語がわからない	順位3
	自分や家族の就職、仕事	順位4
	老後の生活	順位5

3 前計画の振り返り

以下に記載する（1）は、前計画の毎年度実績報告から、（2）は、外国人住民と日常的に接している市民等からの聞き取りや協議をまとめたものです。

（1）前計画の振り返り

前計画も含めこれまでの多文化共生計画は、毎年度、取組内容の実績報告を行っています。その中から、主な課題等を抜粋しました。

※目標値は、飯田市外国人住民等意識調査結果による（令和7年実施）

※「R」の表記は、令和の略称

施策の柱1 定住生活の支援			
計画	(1) コミュニケーション支援 外国人住民等が安定的な定住生活を図るため、日本語習得を中心とした支援	目標値	日本語を学んでいる、又は、学ぶ必要がない外国人住民等の割合：50% (R2：42% →現在：44%)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉課、公民館、市民ボランティア等が、主に大人を対象にした日本語教室を運営 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉課主催の中国帰国者対象教室：のべ827人（R5） ・公民館主催の教室：のべ431人（R5） ○一般財団法人日本国際協力センター（JICE）主催の労働者対象の日本語教室：15人（R6） 	課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事の都合で日本語教室に通えない場合もあるため、学びたい人が学べるよう、各人の生活スタイルにより選択できる多様な学ぶ機会（多様な主体による日本語教室）の継続が必要
計画	(2) こどもの教育支援 日本語指導が必要な児童生徒への将来を見据えた教育環境の整備	目標値	日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語支援員・母語支援員の支援を受けている割合：100%（R2：100%→現在：100%）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校での日本語教室の常設と、日本語指導者の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校5校、中学校1校 ○幼保小連携のリーフレットを、3言語に翻訳し、幼保から小学校への移行支援 ○外国人中学生や高校生を主な対象に、交流によるキャリア教育を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・NIHONGO & MIRAI クラブ ○就学相談（高校進学ガイダンス）の実施 	課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での日本語教室の常設の継続 ・こどもや保護者に対して、幼保期から高校卒業までの切れ目のない支援が必要 ・高校や職場に行っていない若年層の日本語学習や進路支援が必要
計画	(3) 生活支援 外国人住民等が、自立し、安心して生活できるための支援	目標値	外国人住民のうち飯田にできるだけ長く住みたいと思う人の割合：90% (R2：82% → 現在：81%)

実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○多言語による情報発信 ○「やさしい日本語」の活用継続 <ul style="list-style-type: none"> ・行政窓口、各地区での発信時に配慮 ○市役所内の外国語相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・中国語、英語、タガログ語、ポルトガル語の通訳の配置 ・のべ 298 件対応 	課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳者の不足を補うため、多言語翻訳のデジタル化を推進 ・「やさしい日本語」の行政職員研修会の継続
計画	<p>(4) 地域社会活動への参画支援 外国人住民等の地域参画を促し、多様性を活かした地域づくりの推進</p>	目標値	<p>積極的に地域活動に協力したいと考える外国人住民の割合 : 70% (R2 : 59% →現在 : 62%)</p>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○松尾地区での外国人住民との懇談会 ○市民サークルによる外国人住民との交流 	課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の情報収集と発信支援 ・各地区での多文化交流への参加促進
計画	<p>(5) 安全・安心な暮らしの支援 災害時や平常時における、外国人住民の安全・安心な暮らしの支援</p>	目標値	<p>地震・火災・豪雨等の災害に対して備えをしている人の割合 : 75% (R2 : 59% →現在 : 48%)</p>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○災害、防災に関する支援 ○医療通訳者の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・市立病院の常駐中国語通訳者通訳 : のべ 1,184 件 (R5) ○長野県医療通訳コールセンターの周知 <ul style="list-style-type: none"> ・24 時間、22 言語対応 ・令和 6 年 7 月から県が開始 ○翻訳者の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・保育園、保健指導時等への派遣 	課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練への参加 ・防災啓発情報の発信 ・緊急時に必要な医療通訳者を確保するため、簡易な医療通訳は、自助共助による通訳、通訳アプリケーションや長野県医療通訳コールセンターの活用

施策の柱2 人権・多文化共生推進のための国際理解・国際交流の推進			
計画	<p>(1) 交流や理解の推進による意識づくり 多文化共生社会に向けた意識の醸成と、地球規模の視点・素養を持てる人材が育つ地域社会づくり</p>	目標値	数値目標はなし
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○飯田国際交流推進協会による多文化交流の支援 ○多文化交流を行う市民団体への支援 	課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・交流機会を通した通訳者や支援員の発掘 ・多文化交流において、多様な市民による、多様な拠点づくり

(2) 外国人住民と関わる市民等からの意見

日常的に外国人住民と接点のある日本人や外国人市民、外国人を雇用する企業、飯田市外国語相談窓口相談員や飯田市多文化共生社会推進庁内委員等から、外国人住民の状況や課題、また、課題解決の方向性等について、聞き取りや協議を行いました。

①日本語に関すること

- ・日本語教育の場の充実が必要である。また、「やさしい日本語」の普及も行政や地域において必要である。国籍数が多くなれば、言語数も増えるが、多言語化よりも「やさしい日本語」を優先して対応したほうがよい。

②若年層の教育に関すること

- ・義務教育課程以降に入国する若年層の教育の場がない。
- ・日本の学校教育の体験がないため、数日の体験入学等が可能な高校で受け入れてもらったことがある。
- ・すぐに就職ができない若年層に対し、日本語の教育の他、就労支援、進学支援等のキャリア形成の支援が必要である。

③情報伝達に関すること

- ・防災や災害に関する情報が、正確に届く必要がある。また、通訳者等の確保も必要である。

④外国人支援を行う外国人住民の意見

- ・自ら進んで、家族や近隣住民、友人等と関わり、地域を知ることが大切である。関わることで、周りの日本人がわからないことを教えてくれ、体験も増えていく。またその関わりが、飯田の文化と自国の文化との交流になる。
- ・一番大切なのは、「自ら」動き、関わること。家族や友人知人、同国出身のグループ、職場や地域の皆さんとつながりの中で、協力してもらい自分達で問題を解決している。それでも解決できない場合は、行政に相談し、必要な情報提供や支援をしてもらっている。
- ・支援者の学びの場としての勉強会も必要である。

4 現状や課題、解決に向けた方向性

飯田市の状況、前計画の振り返りや市民等からの意見を踏まえ、課題とその解決の方向性を以下に整理します。

(1) 企業で働く外国人住民の急激な増加

現状や課題	<ul style="list-style-type: none">・在留資格別にみると、「技能実習生」、「特定技能・高度専門職」、「技術・人文知識・国際業務」が、大幅に増えており、今後も増加が想定される。・日常生活の情報や災害時の避難方法などを知らない外国人住民の増加も予想される。
方向性	<ul style="list-style-type: none">・企業の責務となる外国人労働者への日本語教育や、災害情報も含めた生活情報の提供や生活支援については、企業と協力関係をつくりながら必要に応じた情報提供が必要

(2) 日本人や地域とつながりのない定住者の増加

現状や課題	<ul style="list-style-type: none">・特定技能や高度専門職などの増加とともに、家族滞在が増加している。・日本人や地域と接点がなく暮らす、外国人住民や外国人グループの増加が想定される。
方向性	<ul style="list-style-type: none">・日本人や地域とつながる機会が必要・地域活動への参加等への働きかけが必要

(3) 16歳以上で入国する若年層の学習機会の不足

現状や課題	<ul style="list-style-type: none"> 日本の義務教育課程の年齢を過ぎてから入国する若年層は、学校や職場に行く機会がほぼないため、日本語に触れる機会が少ない。 義務教育課程で学ぶ、日本の社会生活規範などを学習する機会がないまま、社会生活を送ることになる。 就学や就職が難しく、キャリア形成に影響を与える。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 若年層は一般的に言語習得が早いため、若い時期に学習機会をつくる。 将来的な地域の担い手として捉え、日本語や社会生活規範教育、就労支援などのキャリア教育が必要

(4) 日本語を習得していない外国人住民の増加

現状や課題	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教室は、ボランティア、公民館、企業、行政や関係省庁からの受託法人など、多様な主体により運営されている。 日本語習得のほか、地域文化や生活ルールを学び、交流する機会や居場所づくりになっている。 仕事の都合で、日本語教室に通えない場合もあるので、多様な生活スタイルにあった、日本語教室が必要 学ぶ機会があっても、学びを選択しない人もいる。 日本語が話せない場合は、家族や友人知人の助け合いで、日常生活を送っている。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 学びたい人が、学べる環境が必要 年齢層、生活スタイルなどが多様化しているため、それに併せた多様な学習の機会が必要。日本の生活を学ぶ場、交流や居場所づくりの場としても捉えていく。 官民含む多様な主体による、多様な内容の運営を継続していく。 国、県や法人等が行うオンライン教室の情報を提供していく。

(5) つながりや相互扶助の重要性の認識不足

現状や課題	<ul style="list-style-type: none"> 自ら進んで、近隣住民や友人知人、同国出身者のグループ、職場や地域の皆さんと関わり、そのつながりの中で、協力を得ながら、身近な課題解決をしている外国人住民がいる。 今後、外国人住民の急激な増加により、様々な課題が増えることが想定されるため、助け合いにより身近な課題を解決することが必要になってくる。 地域とのつながりを生かして、日本人や地域、行政との橋渡し役を担う外国人住民がいる。つなぐ人は、ボランティアにより、自負をもって活動している。 つなぐ人がいることで、外国人住民にとっては、日本人や地域との接点を持ちやすく、情報が入りやすくなっている。 つながりを通した助け合いにより、課題解決がされることや、つなぐ人の役割の重要性を改めて認識する機会が少ない。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 自分ができることを行う自助、つながりの中で助け合い支え合う相互扶助の力の重要性を、支援する側とされる側、日本人も外国人住民も含めて、共有することが必要 つなぎ役（世話役）の重要性を、本人も含め、関わる人々が改めて認識することが必要。併せて、つなぎ役となる人材との連携や育成が必要

第3章 計画の目標と基本的な考え方

1 基本方針の理念と目標

飯田市では、平成19年3月に、「飯田市多文化共生社会推進基本方針」を策定し、「地球市民として共に生きる」という理念のもと、多文化共生社会の実現に向けて取り組んできました。

さらに、この基本方針では「国籍や民族・文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会をつくります」という目標を掲げています。

○基本理念： 地球市民として、共に生きる

○基本目標： 国籍や民族・文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会をつくります。

2 第3次計画の基本的な考え方

- ・多文化共生社会の実現のためには、この地域に住む**一人ひとりが社会の構成員**として、外国人住民も日本人住民もお互いに助け合い支え合いながら、安心して暮らせる地域社会を創ることが必要です。
- ・飯田市が長年まちづくりの合言葉としてきた**「ムトスの精神」**や、飯田らしさの**「結い」**という言葉に表現されるように、安心して暮らせる地域社会には、「自分ができることからやってみる」という**自助の力**、また、周囲の皆さんとの**つながりを基盤とした相互扶助の力**が必要となります。
- ・自分ができることを通した助け合いや支え合いは、**支援される側から支援する側**にもなり、**地域社会の構成員として、地域で共に生き、地域を共に創る担い手**となります。
- ・さらに、こうした**日常的なつながりや関わりが、互いの文化の交流**となり、**違いを認め合い豊かさとして生かし合う**ことにもつながります。
- ・そのため、以下の3つを計画の基本的な考え方としていきます。

(1) 「ムトスの精神」と、**つながりを基盤とした相互扶助**

- ・外国人住民だけで孤立せず、自ら進んで、近隣住民と関わり、地域活動に参加することは、日本人とのつながりを深め、同時に地域の暮らしの理解を深めることにつながっています。さらに、身近な関係性の中で、文化的な違いをより深く理解し、認め合う機会にもなっています。
- ・また、家族や友人知人、同国出身者のグループ、職場や地域の皆さんなどとのつながりは、お互いに助け合い支え合いながら、個人の困りごとを自分達で問題を解決する力になり、ひいては、外国人日本人が協働でよりよい地域社会をつくることにもなります。
- ・そのため、自ら進んで人々とつながり、つながることで相互扶助の力を高めていきます。

(2) 「つなぎ役」の担い手の育成

- ・飯田市に長く暮らす外国人住民の中には、地域活動に積極的に参加したり、同国出身者のグループで、日本での暮らし方を伝えるリーダー的な存在として活動し、多様なつながりの中で、日本人や地域、行政との橋渡し役として活躍する人もいます。
- ・こうしたさんは、ボランティアにより、自負を持って活動していますが、この役割が、地域にとって、人々にとって重要であることを、本人も含め関わる人々が改めて認識していきます。

- ・また、このような役割を担う人材との連携や育成のために、この役割の意義を学ぶ学習の場をつくります。

(3) 安全・安心な定住生活の支援

- ・家族や友人知人等を始めとする積極的な関わりによる助け合いや支え合いが重要ですが、行政による飯田市外国語相談窓口などの各種窓口での相談対応のほか、多言語による情報発信や通訳等による支援も含め、自立し安心して生活できるための支援をします。

3 施策の柱と重点項目

この計画は、第2章の4「現状や課題、解決に向けた方向性」と、第3章の2「第3次計画の基本的な考え方」を踏まえて、2つの柱と6つの施策、そして5つの重点項目とします。

【施策の柱1】定住生活の支援

外国人住民の定住生活を支援し、安心して暮らせるまちを目指します。

- (1) コミュニケーション支援
- (2) こどもの教育支援
- (3) 生活支援
- (4) 地域社会活動への参画支援
- (5) 安全・安心な暮らしの支援

【施策の柱2】人権・多文化共生推進のための国際理解・国際交流の推進

豊かな国際交流活動によって、国際理解を推進し、多文化共生の意識が醸成され続けるまちを目指します。

- (1) 国際理解や国際交流の推進による多文化共生の意識づくり

【重点項目】

- (1) 企業との協力連携による情報提供
- (2) 日本人や地域とつながる機会の創出や、地域活動参加への働きかけ
- (3) 若年層への日本語教育や就労支援などのキャリア支援
- (4) 多様な主体による多様な日本語教室の運営支援
- (5) つながりを基盤とした相互扶助の拡大と、つなぎ役の担い手づくり

第4章 実行計画

1 施策の柱 1 定住生活の支援

(1) コミュニケーション支援

外国人住民が安定的な定住生活を図るための、日本語習得を中心とした支援

【目指す姿】

- ・地域、企業、学校等において、外国人住民の日本語や日本の文化・社会制度等を学ぶ環境があり、官民含めて多様な主体によって運営されている。
- ・日本語教室の参加者が互いに学びあい、情報交換できる機会がある。
- ・市内の日本語教室の情報が、学びたい人に提供できる。

【3年後の数値目標】

日本語を学んでいる、又は学ぶ必要がない外国人住民の割合：50% (現在 44%)

【取組】

(ア) 外国人住民を対象とした日本語教室を実施、又は支援をします。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
1	日本語教室の実施 ★【重点項目】	福祉課、公民館、共生・協働推進課	ボランティア、市民団体、NPO、企業、事業所等
2	地域住民が運営する日本語教室の支援 ★【重点項目】	公民館、共生・協働推進課	市内日本語教室
3	就労のための日本語学習機会への支援 ★【重点項目】	共生・協働推進課	企業、事業所、ハローワーク、日本語教室、日本国際協力センター等
4	日本語指導者の派遣に関する情報提供	公民館、共生・協働推進課	飯田国際交流推進協会、NPO、日本語指導者、日本国際協力センター等

※上記の日本語教室は、日本の文化、社会制度、地域の文化や習慣の学びや、参加者の交流を行う日本語教室も含みます。

(イ) 日本語指導者の育成支援を行います。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
5	日本語指導希望者への養成講座の情報提供や支援	共生・協働推進課	国、県、日本語指導者教育機関

(ウ) 日本語の指導教材や学習教材を活用し、日本語指導や学習の機会を支援します。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
6	教材の管理や貸出等による活用、及び新たな教材の選書や導入	公民館、図書館、共生・協働推進課	市内日本語教室、日本語指導者

(2) 子どもの教育支援

日本語指導が必要な児童生徒等、若年層の将来を見据えた教育環境の整備

【目指す姿】

- ・就学を希望する外国人児童生徒等が、小中学校へ通って学習ができている。
- ・外国人児童生徒等の将来に向けた支援体制が整っている。
- ・外国人住民が、日本の教育に関する制度を理解する場がある。
- ・外国人児童生徒等の保護者が、子どもの教育について考える機会がある。

【3年後の数値目標】

日本語指導が必要な小中学校の児童生徒のうち、日本語教育担当者・外国人児童生徒共生支援員の支援を受けている、又は小中学校が支援を受けるように働きかけている状態：100%を維持（現在：100%）

【取組】

(ア) 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校について、日本語教室を運営し、指導者等を配置して児童生徒の日本語学習の支援を実施します。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
7	小中学校における日本語教室の設置や運営	学校教育課、教育センター	県教育委員会
8	日本語教育担当者の研修会の実施	教育センター	県教育委員会
9	外国人児童生徒共生支援員の配置と派遣	教育センター	県教育委員会

(イ) 外国人児童生徒等が安心して小中学校で学ぶことができ、言語や文化の違いを理由に、不登校、不就学等にならないように支援します。また、中学卒業後、必要に応じて高校進学や高等教育が受けられるための支援を行います。さらに、保護者からの相談に対応します。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
10	日本語指導者の派遣	教育センター	高等学校、県教育委員会
11	外国人児童生徒や保護者に対する各種相談や対応 高校進学ガイダンス等のキャリア教育支援 ★【重点項目】	学校教育課、教育センター、共生・協働推進課	高等学校、県教育委員会 飯田国際交流推進協会
12	外国人児童生徒等の不登校、不就学児の把握とその支援	教育センター	高等学校、県教育委員会
13	学校外での日本語教育をはじめとした各種教育支援の実施 ★【重点項目】	教育センター、公民館、共生・協働推進課	NPO、ボランティア等

(ウ) 日本語指導が必要なこどもが、入学した小学校で戸惑うことなく学校生活に適応できるように、就学前のこどもと保護者の支援を行います。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
14	就学前のこどもと、保護者への支援	保育家庭課、教育センタ ー	認定こども園、保育園

(3) 生活支援

外国人住民が、自立し、安心して生活するための支援

【目指す姿】

- ・外国人住民が各種制度等の内容を理解している。
- ・就労を希望する外国人住民が安定的に就業している。

【3年後の数値目標】

外国人住民のうち飯田にできるだけ長く住みたいと思う人の割合：90%（現在：81%）

【取組】

(ア) やさしい日本語や多言語による市政情報の提供や窓口対応を行います。また、必要に応じて外国人住民向けの説明会等を実施します。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
15	いいだFMでのやさしい日本語や多言語による情報発信	広報ブランド推進課、共生・協働推進課	いいだFM
16	市ウェブサイト等でのやさしい日本語や多言語による情報発信	広報ブランド推進課	
17	やさしい日本語の活用による窓口等での対応	該当する全ての課等、共生・協働推進課	
18	外国人住民向けの説明会の実施	該当する全ての課等	国、県

(イ) 市が発する各種文書で、外国人住民に対して周知すべきものについては、必要に応じて多言語の翻訳、ふりがな付き、ローマ字表記又はやさしい日本語にします。

また、公民館やスポーツ施設等の利用説明について、わかりやすくします。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
19	各種文書のやさしい日本語や多言語による情報提供	該当する全ての課等	
20	やさしい日本語や多言語による公民館、体育施設等の利用規程や案内の情報提供	公民館、生涯学習・スポーツ課	

(ウ) 外国語相談窓口に外国語対応相談員を配置し、外国人住民からの各種相談に応じます。また、必要に応じて関係各課等と連携を取り、相談体制の充実を図ります。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等

21	外国語相談窓口での多言語相談員による相談対応	共生・協働推進課	
22	多文化共生支援員による相談対応	共生・協働推進課	
23	多言語相談員・多文化共生支援員に対する研修等の情報提供や支援	共生・協働推進課	国、県

(エ) 外国人住民からの就労に関する相談に対応します。また、外国人労働者を雇用する企業等に対して、外国人住民の就労や雇用状況の実態を把握しながら、適切な雇用に関する意識啓発を行うとともに、必要に応じて生活や地域情報の提供を行います。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
24	関係機関等との連携による外国人住民の就労に関する相談等への対応	該当する全ての課等、共生・協働推進課	飯田職業安定協会、ハローワーク、飯田労働基準監督署、厚生労働省、法務省、出入国在留管理庁、特定技能所属機関、登録支援機関等
25	外国人住民の適切な雇用に関する情報提供や意識啓発	該当する全ての課等、共生・協働推進課	飯田職業安定協会、ハローワーク、飯田労働基準監督署、厚生労働省、法務省、出入国在留管理庁、特定技能所属機関、登録支援機関等

(4) 地域社会活動への参画支援

外国人住民の地域参画を促し、多様性を生かした地域づくりの推進

【目指す姿】

- ・外国人住民が地域の生活者として地域社会のルールや習慣等を十分に理解し、地域活動に積極的に参加している。
- ・地域において、外国人住民のことを理解する活動に、外国人住民の意見が反映されている。
- ・外国人住民と日本人とのつながりが深まり、助け合いや支え合いが、日常的に行われている。
- ・外国人住民の中で、日本人や地域とのつながりをつくり、日本の生活習慣等を教えるなどの「つなぎ役（世話役）」となる人が複数活動しており、行政との連携がある。

【3年後の数値目標】

何らかの形で地域活動に参加している外国人住民の割合：70%（現在 62%）

【取組】

(ア) 外国人住民に、自治組合加入の働きかけをします。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
26	外国人住民の自治組合加入促進	地域自治振興課（自治振興センター）	まちづくり委員会、企業、事業所等

(イ) 外国人住民に対し、地域活動への参画を働きかけます。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
27	やさしい日本語や多言語による地域活動、公民館活動の案内	公民館、地域自治振興課（自治振興センター）、共生・協働推進課	まちづくり委員会、企業、事業所、飯田国際交流推進協会等
28	地域活動への外国人住民の参加機会や活躍の場づくり ★【重点項目】	公民館、地域自治振興課（自治振興センター）、共生・協働推進課	まちづくり委員会、企業、事業所、飯田国際交流推進協会等
29	地域における外国人住民を理解する機会の場づくり ★【重点項目】	公民館、地域自治振興課（自治振興センター）、共生・協働推進課	まちづくり委員会、企業、事業所、飯田国際交流推進協会等

(ウ) 外国人住民と、日本人や地域をつなぐ人材との連携や育成をします

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
30	つなぎ役（世話役）を担う外国人住民の把握と連携、情報共有の機会づくり ★【重点項目】	公民館、地域自治振興課（自治振興センター）、共生・協働推進課	まちづくり委員会 飯田国際交流推進協会
31	つなぎ役（世話役）を担う外国人住民を対象にした学習機会の提供★【重点項目】	公民館、地域自治振興課（自治振興センター）、共生・協働推進課	まちづくり委員会

(5) 安全・安心な暮らしの支援

災害時や平常時における、外国人住民の安全・安心な暮らしの支援

【目指す姿】

- ・日本語の理解が困難な人も、災害に関する情報を得ることができる。
- ・外国人住民が防災に対する知識を理解し、地域の一員として活躍できる。
- ・日本語の理解が困難な人も、安心して子育て支援、保健、医療や介護サービスを受けられる。

【3年後の数値目標】

地震・火災・豪雨等の災害に対して備えをしている外国人住民の割合：75%（現在 48%）

【取組】

(ア) 外国人住民に対し、防災への関心を持ってもらうための啓発活動を実施します。また、外国人住民が地域住民の一員として災害時に対応できるように、各地区での防災訓練に参加してもらうよう働きかけます。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
32	やさしい日本語や多言語対応の防災啓発情報提供	危機管理課、地域自治振興課（自治振興センター）、共生・協働推進課	県、国、自治体国際化協会、各地区自主防災組織、企業、事業所等
33	防災訓練への外国人住民の参	危機管理課、地域自治振興課	広域消防本部、各地区自主防

	加促進	(自治振興センター)、共生・協働推進課	災組織、社会福祉協議会、飯田国際交流推進協会、企業、事業所等
--	-----	---------------------	--------------------------------

(イ) 災害時の注意報、警報や避難情報を多言語等で発信します。

項目	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
34	やさしい日本語や多言語での災害、防災情報発信	危機管理課、広報ブランド推進課、共生・協働推進課	いいだFM

(ウ) 災害が発生した際に、災害時多言語支援センターを設置、運営します。

翻訳や通訳アプリケーションの活用とともに、状況に応じて翻訳や通訳派遣を行い、災害情報を届けます。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
35	外国人住民グループとの協力関係構築と要避難者等の把握	地域自治振興課（自治振興センター）、共生・協働推進課	社会福祉協議会、飯田国際交流推進協会、企業、事業所等
36	災害時多言語支援センターの設置、運営	危機管理課、共生・協働推進課	国、県、広域消防本部、社会福祉協議会、飯田国際交流推進協会、企業、事業所等
37	災害時における外国人集住都市会議との連携協定	共生・協働推進課	外国人集住都市会議

(エ) 日本語の理解が困難な人も、安心して子育て支援、保健、医療や介護サービスを受けられる支援をします。

項目	主な取組内容	担当課	関係機関・団体等
38	外国人住民の子育てや健康促進にかかる対応や支援	こども課、保育家庭課、保健課	
39	医療通訳者の常設による支援	市立病院	
40	医療、介護、保育に必要な通訳の派遣	共生・協働推進課、長寿支援課、こども課、保育家庭課	医療機関、飯田国際交流推進協会等、介護事業者、保育園幼稚園等

2 施策の柱2 人権・多文化共生推進のための国際理解・国際交流の推進

地域における多文化共生社会を推進するため、国際理解や国際交流を通じた意識の醸成と、地球的規模の視点をもつ人材が育つ地域社会を目指します。

【目指す姿】

- ・日常的な外国人住民との交流を通じて、市民が、お互いの個性や違いを認め合い、共生社会を実現する意識を持っている。
- ・観光誘客や地域のブランド発信により、多くの外国人が訪れて、地域住民と交流している。
- ・すべてのこどもたちに国際性と人権尊重・多文化共生意識が培われている。
- ・市職員が多文化共生、国際理解の意識を持っている。

【目標値無し】

(1) 交流や学習を通した多文化共生意識の醸成と人材育成を行います。

(ア) 外国人住民と日本人住民の日常的な交流や居場所づくりの推進を行うなど、外国人住民グループの活動や関係者を支援します。また、多文化共生推進に必要な人材の確保や育成を行います。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
41	外国人住民と日本人住民の日常的な交流や、居場所づくり ★【重点項目】	公民館、共生・協働推進課	飯田国際交流推進協会、外国人住民団体等
42	外国人住民と日本人住民の架け橋となる人材の育成 ★【重点項目】	公民館、共生・協働推進課	外国人住民団体等
43	多文化共生意識醸成のための情報発信	共生・協働推進課	飯田国際交流推進協会

(イ) 全てのこどもたちが、外国人住民の文化や特性を理解し、互いの人権を尊重し合う意識を身に付けられるよう、多文化共生・国際理解教育を推進します。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
44	多文化共生社会を担う児童生徒の育成	学校教育課、公民館、共生・協働推進課	
45	日本人高校生等、次世代を担う若者を対象とした地域内外での交流体験学習活動や、外国人住民や海外から訪れる外国人等との交流活動の促進	公民館、共生・協働推進課	飯田国際交流推進協会

(ウ) 外国人住民の文化や特性を理解し、互いの人権を尊重し合う意識を身に付けられるよう、多文化共生・国際理解に関する事業の実施や支援を行います。

項目	主な取組内容	担当課	主な関係機関・団体等
46	人権学習等を通じた多文化共生意識の啓発	生涯学習・スポーツ課、公民館、共生・協働推進課	飯田人権擁護委員協議会
47	市職員を対象とした多文化共生をテーマとした講座等の実施	人事課、共生・協働推進課	
48	外国の文化を学ぶ講座等への支援	公民館、共生・協働推進課	飯田国際交流推進協会、ボランティア、市民サークル等

3 第3次計画の体系図 (★は重点項目)

基本理念	基本目標	基本的な考え方	施策の柱	取 組	項目 No.	重点項目	主 な 取 組 内 容	担当課
多文化共生社会の実現 ～地球市民として、共に生きる～	①「ムースの精神」とつながりを基盤とした相互扶助 ②「つなぎ役」の担い手の育成 ③安全・安心な定住生活の支援 の国際理解や国際交流の推進による多文化共生の意識づくり	国籍や民族・文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人々が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会をつくります。	①「ムースの精神」とつながりを基盤とした相互扶助 ②「つなぎ役」の担い手の育成 ③安全・安心な定住生活の支援 の国際理解や国際交流の推進による多文化共生の意識づくり	地域社会活動への参画支援 安全・安心な暮らしの支援 外国人住民との交流の推進	日本語教育、日本語学習支援 こどもの教育環境の整備 各種案内、通知等の多言語化等 生活支援 自治組合加入、地域活動への参加推進 災害・防災に関する支援 子育て、保健、医療、介護に関する支援	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48	日本語教室の実施 地域住民が運営する日本語教室の支援 就労のための日本語学習機会への支援 日本語指導者の派遣に関する情報提供 日本語指導者の育成支援 日本語学習教材の活用 小中学校における日本語教室の設置や運営 日本語教育担当者の研修会の実施 外国人児童生徒共生支援員の配置と派遣 日本語指導者の派遣 外国人児童生徒等や保護者に対する各種相談や対応、高校進学ガイダンス等のキャリア教育支援 外国人児童生徒の不登校、不就学児の把握とその支援 学校外での日本語教育をはじめとした各種教育支援の実施 就学前のこどもと保護者への支援 いいだFMでのやさしい日本語や多言語による情報発信 市ウェブサイト等でのやさしい日本語や多言語による情報発信 やさしい日本語の活用による窓口等での対応 外国人住民向けの説明会の実施 各種文書等のやさしい日本語や多言語による情報提供 やさしい日本語や多言語による公民館、体育施設等の利用規程や案内の情報提供 多言語相談窓口での多言語相談員による相談対応 多文化共生支援員による相談対応 多言語相談員・多文化共生支援員に対する研修等の情報提供や支援 関係機関等との連携による外国人住民の就労に関する相談等への対応 外国人住民の適切な雇用に関する情報提供や意識啓発 外国人住民の自治組合加入促進 やさしい日本語や多言語による地域活動、公民館活動の案内 地域活動への外国人住民の参加機会や活躍の場づくり 地域における外国人住民を理解する機会の場づくり つなぎ役を担う外国人住民の把握と連携、情報共有の機会づくり つなぎ役を担う外国人住民を対象にした学習機会の提供 外国人住民等に対する防災意識の啓発や防災訓練への外国人住民等の参加促進 防災訓練への外国人住民の参加促進 やさしい日本語や多言語での災害、防災情報発信 外国人住民グループとの協力関係構築と、要避難者等の把握 災害時多言語支援センターの設置、運営 災害時における外国人集住都市会議との連携協定 外国人住民の子育てや健康促進にかかる対応や支援 医療通訳者の常設による支援 医療、介護、保育に必要な通訳の派遣	福祉課 公民館 図書館 共生・協働推進課 学校教育課 教育センター 公民館 保育家庭課 共生・協働推進課 広報ブランド推進課 生涯学習・スポーツ課 公民館 共生・協働推進課 該当する全ての課等 危機管理課 地域自治振興課 (自治振興センター) 共生・協働推進課 広報ブランド推進課 こども課 保育家庭課 保健課 市立病院 長寿支援課 共生・協働推進課 学校教育課 公民館 生涯学習・スポーツ課 人事課 共生・協働推進課

第5章 計画推進の役割分担ほか

第3次計画を推進していくために、行政による施策の展開とともに、市民、企業、国際交流推進団体ほか関係団体等が、それぞれの役割を果たしながら、連携や協働して各種事業を進めます。

また、国や県等の関係行政機関をはじめ、県内外の様々な自治体との連携に努めます。

1 役割分担

(1) 飯田市の役割

飯田市は、地域の多文化共生に関わる地域課題や要望の把握に努め、行政サービスの提供と多文化共生施策を推進します。また、国に対して、自治体が多文化共生施策を実施する際に必要な支援策等の構築を提言します。

飯田市教育委員会は、公立小中学校への入学を希望する義務教育年齢の外国人児童生徒等が教育を受けられる機会を保障するとともに、必要な支援に取り組みます。

また、飯田市公民館は、社会教育機関として、外国人住民と日本人住民が地域において共生するための相互理解に向けた学習や交流、また、生活者として地域社会のルールや習慣等への理解を促すための支援を行います。

(2) 市民の役割

一人一人が多文化共生の意義を理解し、国籍や文化の違いに関わらず、地域社会に参画し、共に地域を創っていくとする意識を持って生活します。

外国人住民は、自立し、地域の一員としての役割を果たすために、日本語の習得や地域社会のルールや習慣を十分に理解し、地域社会と積極的に関わっていくことに努めます。

また、日本人住民は、外国の文化や生活習慣などの理解を深め、外国人住民と共に地域を支える対等なパートナーとして受け入れることに努めます。

(3) 企業・事業者の役割

外国人労働者を雇用する企業や監理支援機関等は、外国人労働者の労働環境の整備と日本社会への適応促進に努めます。また、日本語、医療、日常生活への助言や援助を行います。

さらに、地域社会の構成員として、地域や行政、関係機関と連携して外国人住民の生活の自立や安定に向けた支援と、多文化共生社会推進による地域づくりに努めます。

(4) 外国人コミュニティ団体の役割

様々な交流事業や活動を通じて、自らが抱える諸問題の解決に向けて地域や行政と連携して取り組むとともに、地域活動への積極的な参加促進を図りながら、外国人住民と地域をつなぐ役割を果たします。

(5) 国際交流関係団体等の役割

飯田国際交流推進協会やNPO、ボランティア団体等は、それぞれの団体の人材等を十分に活かしながら、各種交流事業や日本語教室、課題別研究会などを通じて外国人住民が抱える課題に対して、外国人住民と日本人住民とをつなぐ様々な活動を行います。

また、飯田国際交流推進協会は、飯田市や飯田市教育委員会と協働して第3次計画の取組を行いながら、NPO、ボランティア団体、外国との交流団体等が実施する多文化共生社会推進との橋渡しを担い、必要に応じて飯田市に提言します。

(6) 地域団体

まちづくり委員会をはじめとする自治活動組織は、外国人住民と共に地域を支える住民として受け入れ、日本人住民との相互理解を促すとともに、外国人住民の地域活動への参加促進を図ります。

2 推進体制

(1) 飯田市多文化共生社会推進庁内会議構成課等（事務局：共生・協働推進課）

総務部	人事課・税務課・納税課
市民協働環境部	地域自治振興課（自治振興センター）・市民課・環境課
福祉部	福祉課・長寿支援課
こども未来健康部	こども課・保育家庭課・保健課
産業経済部	産業振興課・ツーリズム振興室・工業課
教育委員会	学校教育課・教育センター・生涯学習・スポーツ課・公民館・文化会館・中央図書館
その他の部局等	広報ブランド推進課・地域計画課・経営管理課・市立病院庶務課・危機管理課・飯田広域消防本部警防課

3 用語の説明

※多文化共生

国籍や民族・文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことをいいます。（飯田市多文化共生社会推進基本方針より）

※外国人住民

本計画はこれまで総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」に基づいており、当該プランでは「外国人住民」と表現しています。このため、本計画ではこれに倣い「外国人住民」と表記します。なお、この外国人住民には、外国にルーツを持つ日本国籍の方も含みます。

※特定技能1号

建設業、農業、宿泊業、外食業等、14の業種で、相当程度の知識または経験を必要とする技能で従事できる在留資格。この在留資格を得ると、最長で5年間、日本に在留することができます。ただし、在留期間中の家族の帯同は認められていません。

※特定技能2号

建設業と造船・舶用工業（船舶に搭載するエンジン、プロペラ等の製造）の2業種で、熟練した技能を要する職種に従事できる在留資格。この在留資格を得ると、指定された年数で更新すれば、在留期間に上限はなく、条件を満たせば永住権を取得することもできます。また、在留期間中、家族の帯同も認められています。

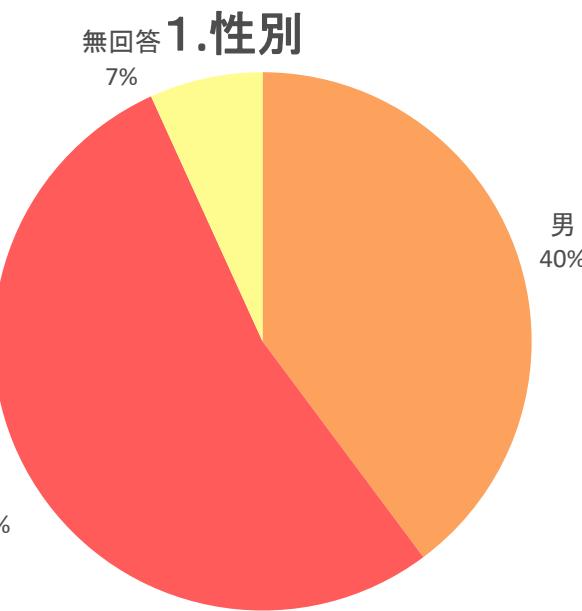
※定住者

法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める外国人です。

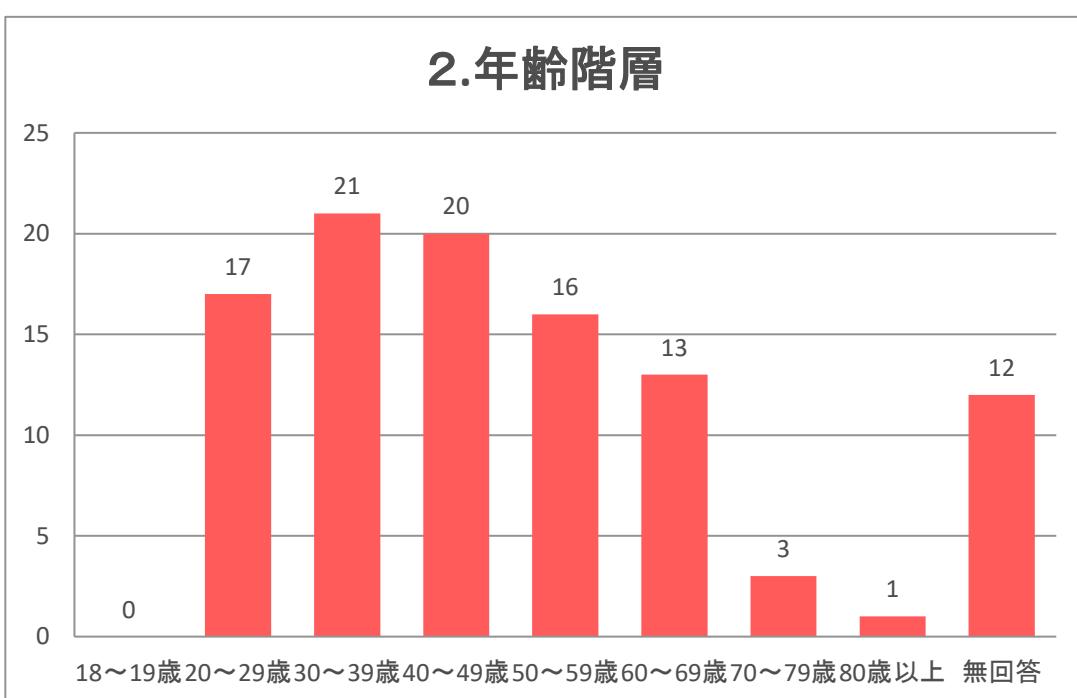
※永住者

法務大臣が認める永住権を得て日本に居住する外国人です。

飯田市外国人住民等意識調査結果 (2025年実施)

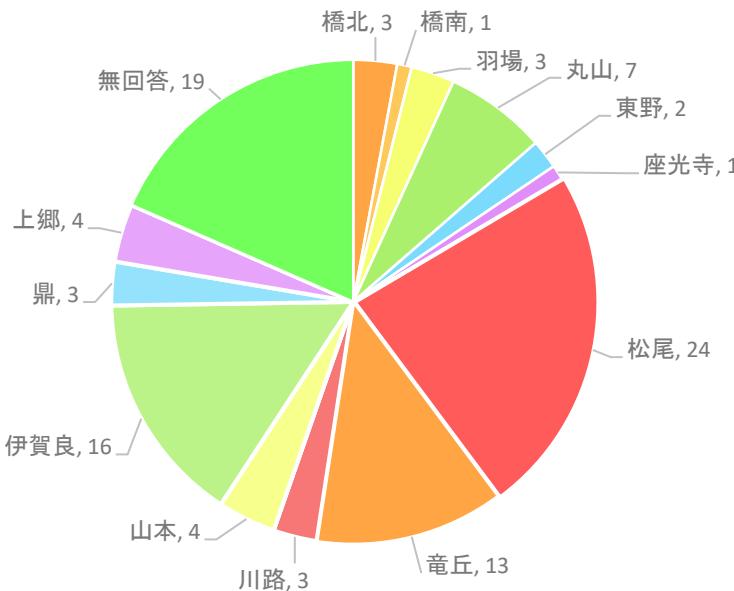


1.性別	
男	41
女	55
無回答	7
回答合計	103



2.年齢階層	
18~19歳	0
20~29歳	17
30~39歳	21
40~49歳	20
50~59歳	16
60~69歳	13
70~79歳	3
80歳以上	1
無回答	12
回答合計	103

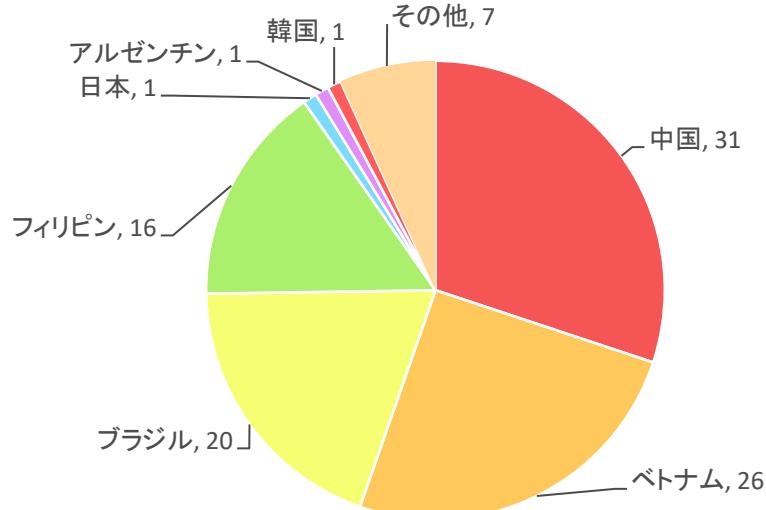
3.居住地



3.居住地

橋北	3	上久堅	0	鼎	3
橋南	1	千代	0	上郷	4
羽場	3	龍江	0	上村	0
丸山	7	竜丘	13	南信濃	0
東野	2	川路	3	市外	0
座光寺	1	三穂	0	無回答	19
松尾	24	山本	4	回答合計	103
下久堅	0	伊賀良	16		

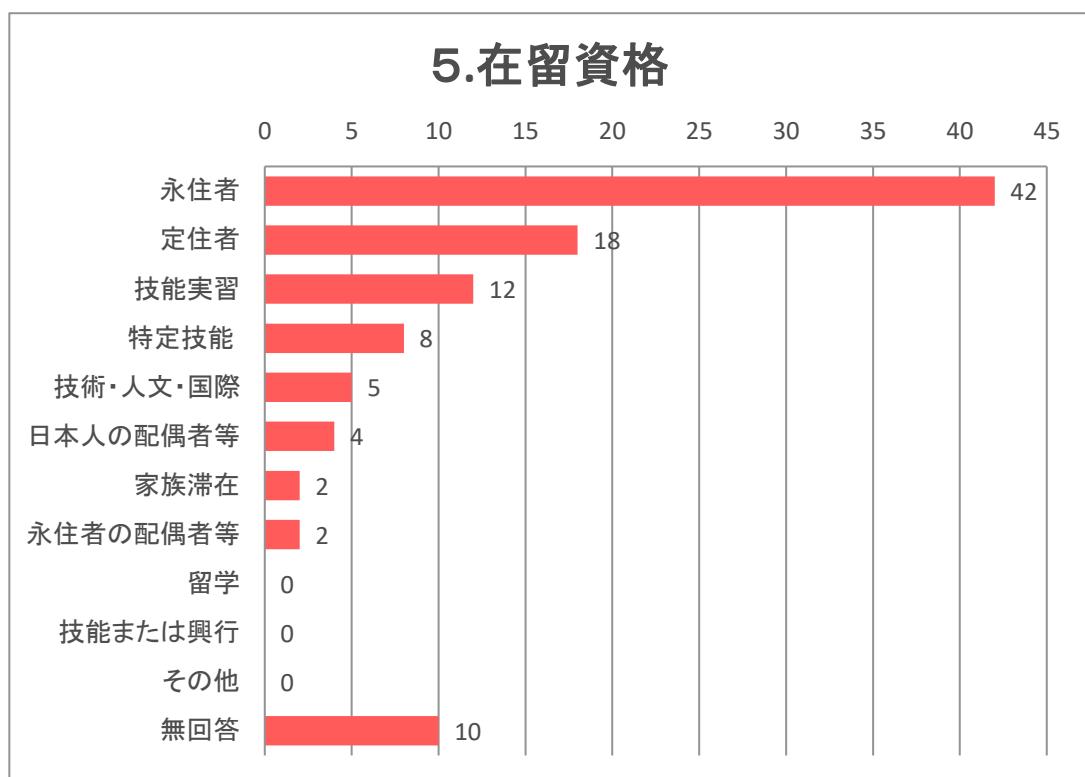
4.国籍



4.国籍

中国	31
ベトナム	26
ブラジル	20
フィリピン	16
日本	1
アルゼンチン	1
韓国	1
その他	7
回答合計	103

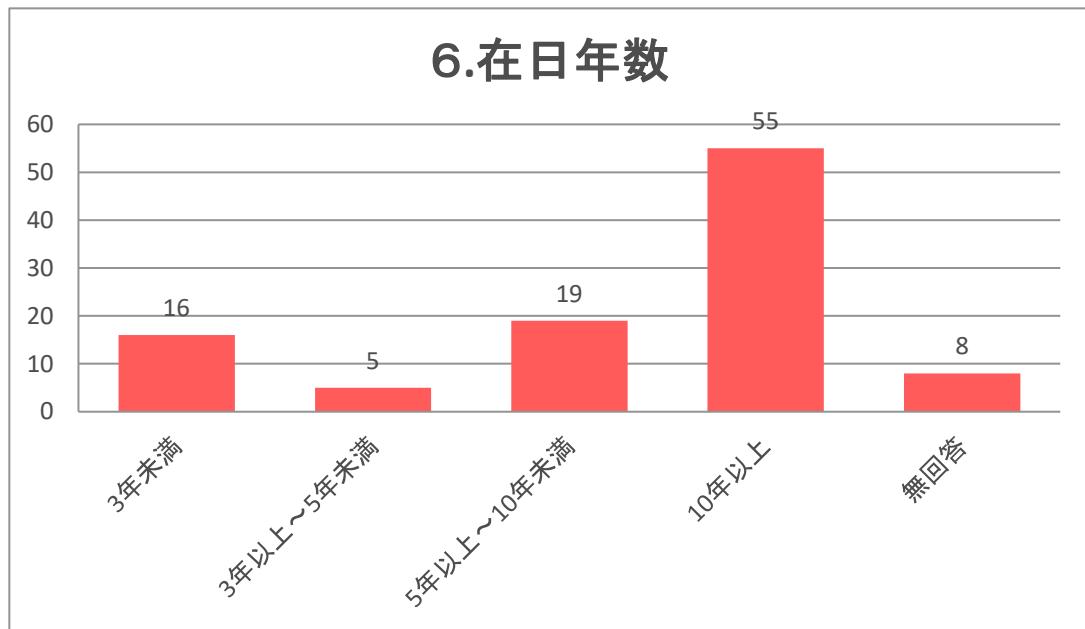
5.在留資格



5.在留資格

永住者	42
定住者	18
技能実習	12
特定技能	8
技術・人文・国際	5
日本人の配偶者等	4
家族滞在	2
永住者の配偶者等	2
留学	0
技能または興行	0
その他	0
無回答	10
回答合計	103

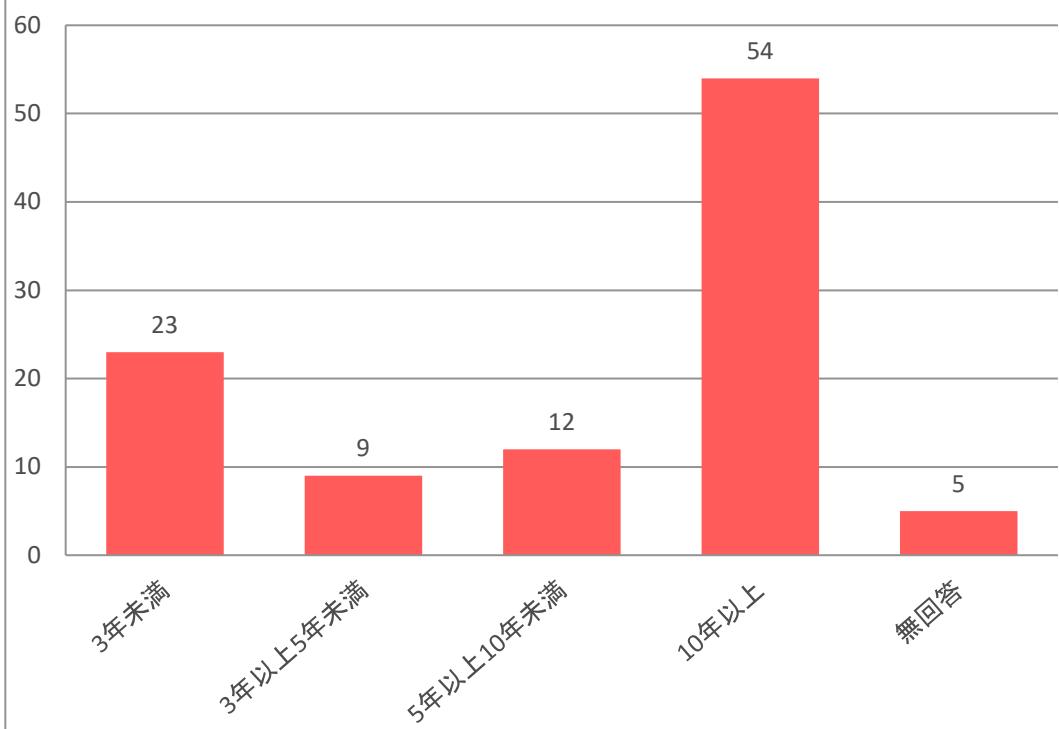
6.在日年数



6.在日年数

3年未満	16
3年以上～5年未満	5
5年以上～10年未満	19
10年以上	55
無回答	8
回答合計	103

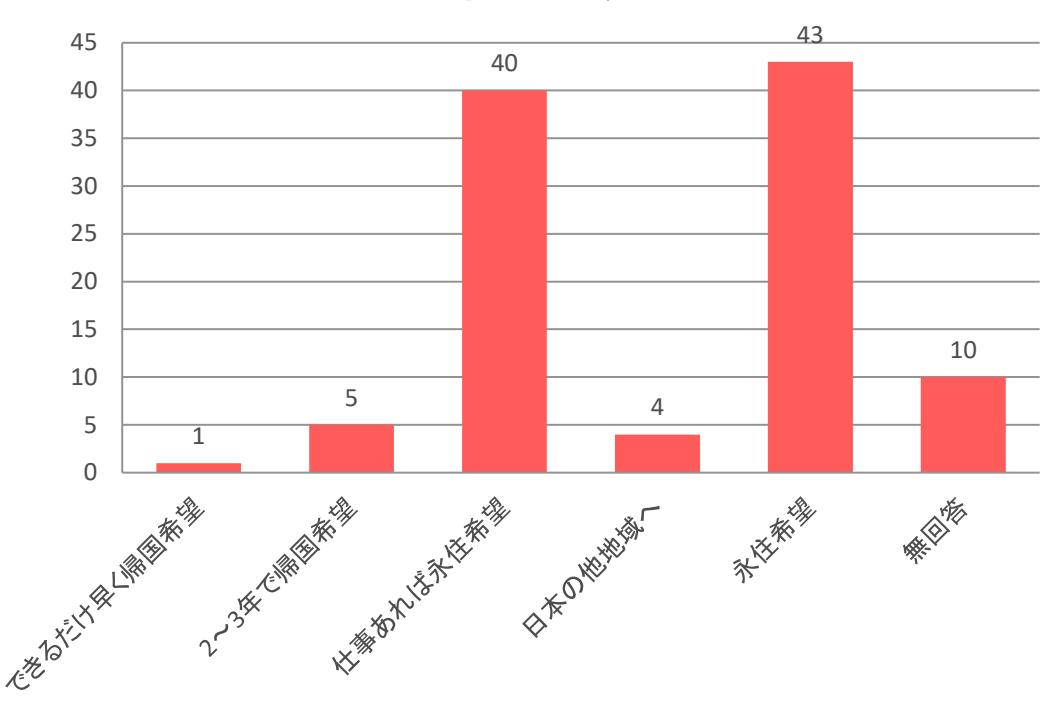
7.在飯年数



7.在飯年数

在飯年数	回答数
3年未満	23
3年以上5年未満	9
5年以上10年未満	12
10年以上	54
無回答	5
回答合計	103

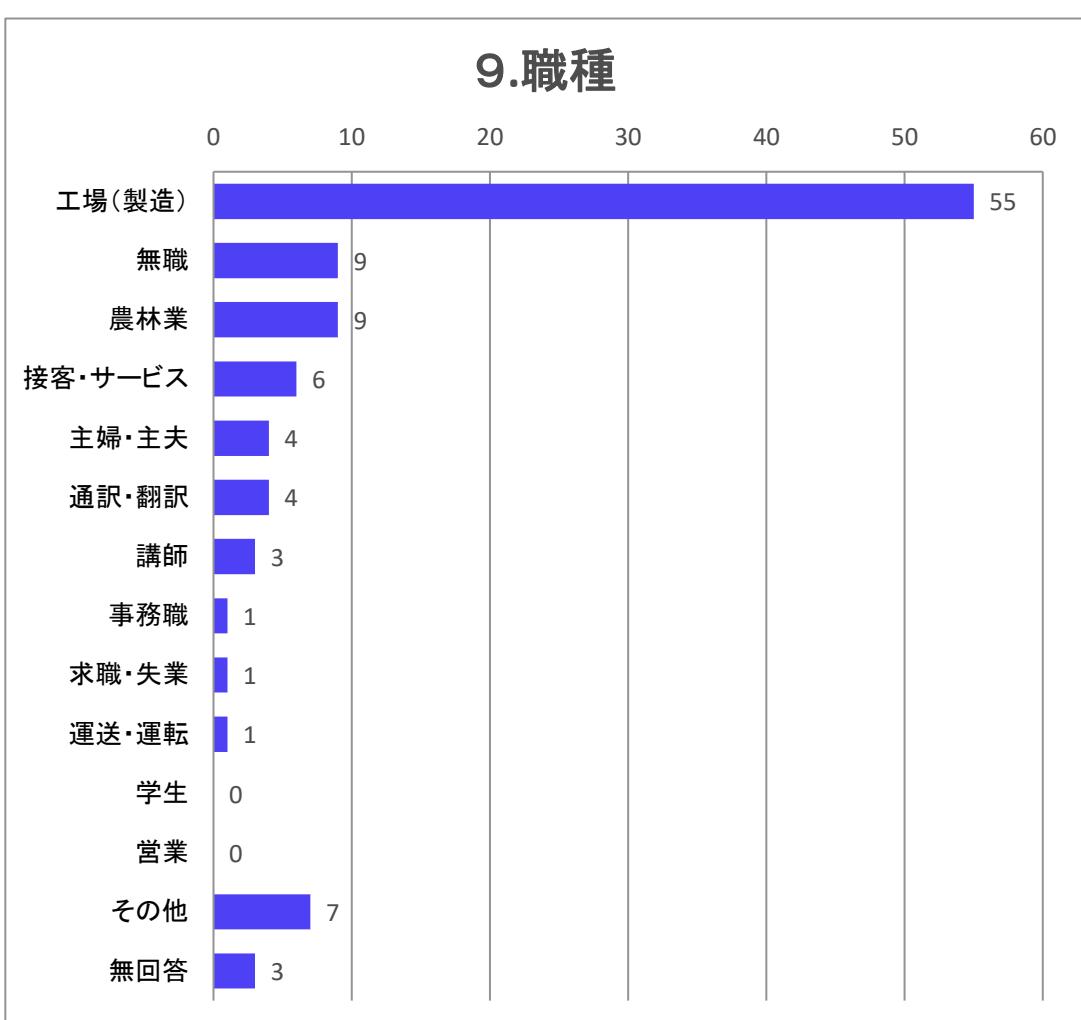
8.在飯予定



8.在飯予定

在飯予定	回答数
できるだけ早く帰国希望	1
2~3年で帰国希望	5
仕事あれば永住希望	40
日本その他地域へ	4
永住希望	43
無回答	10
回答合計	103

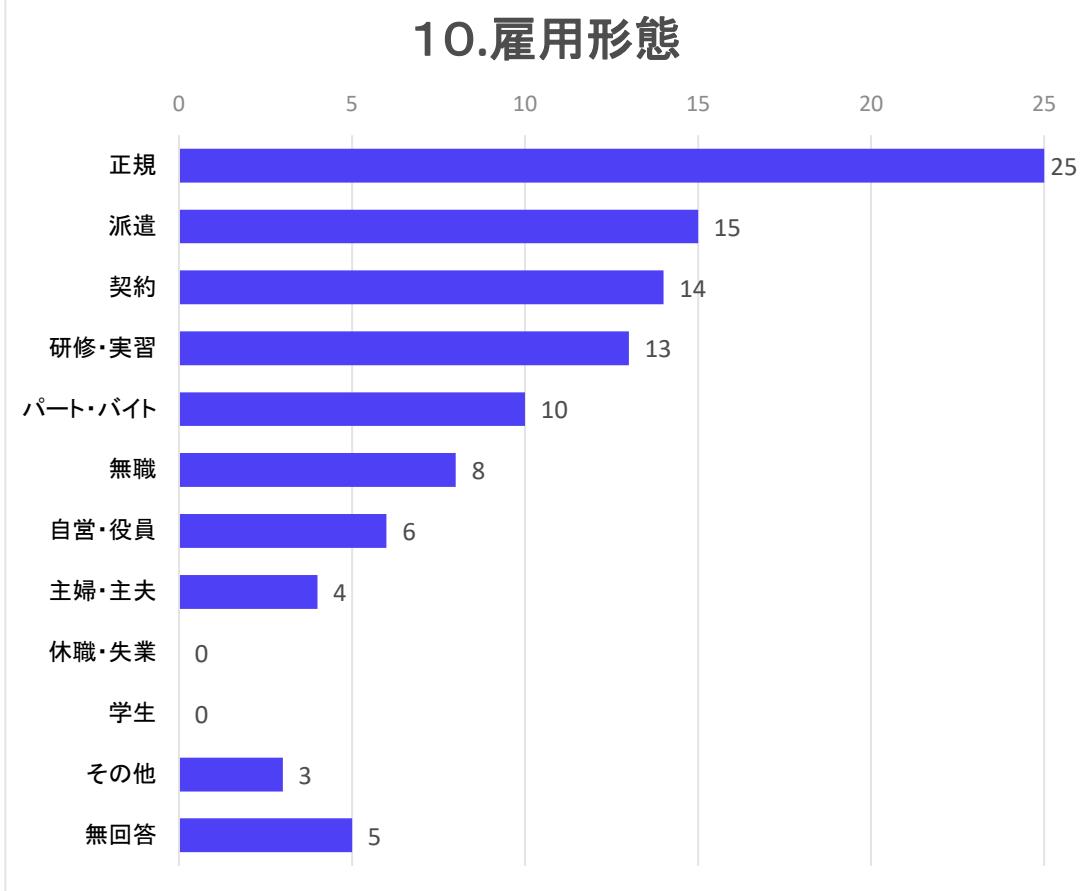
9. 職種



9. 職種

工場(製造)	55
無職	9
農林業	9
接客・サービス	6
主婦・主夫	4
通訳・翻訳	4
講師	3
事務職	1
求職・失業	1
運送・運転	1
学生	0
営業	0
その他	7
無回答	3
回答合計	103

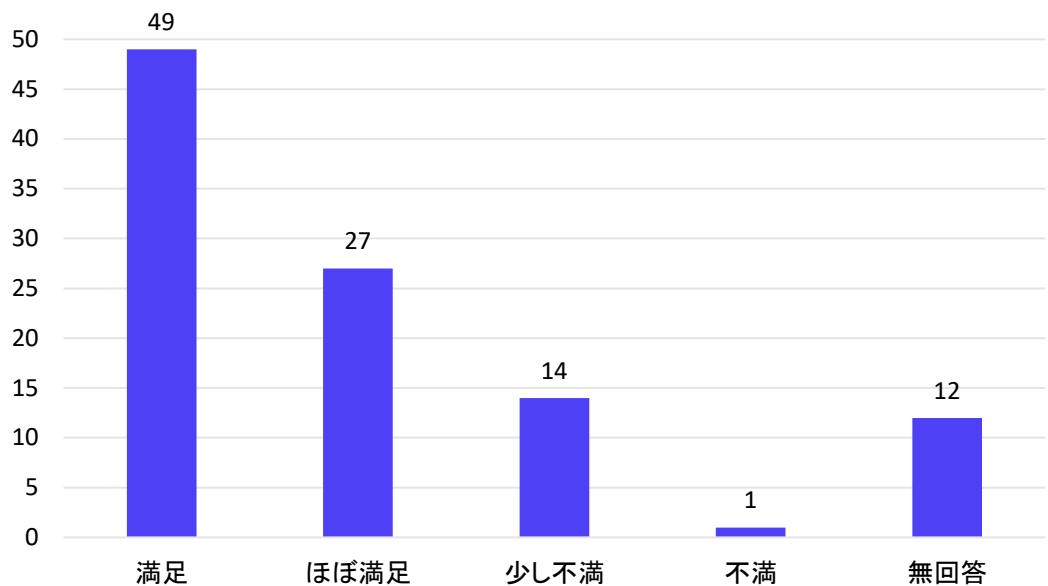
10.雇用形態



10.雇用形態

正規	25
派遣	15
契約	14
研修・実習	13
パート・バイト	10
無職	8
自営・役員	6
主婦・主夫	4
休職・失業	0
学生	0
その他	3
無回答	5
回答合計	103

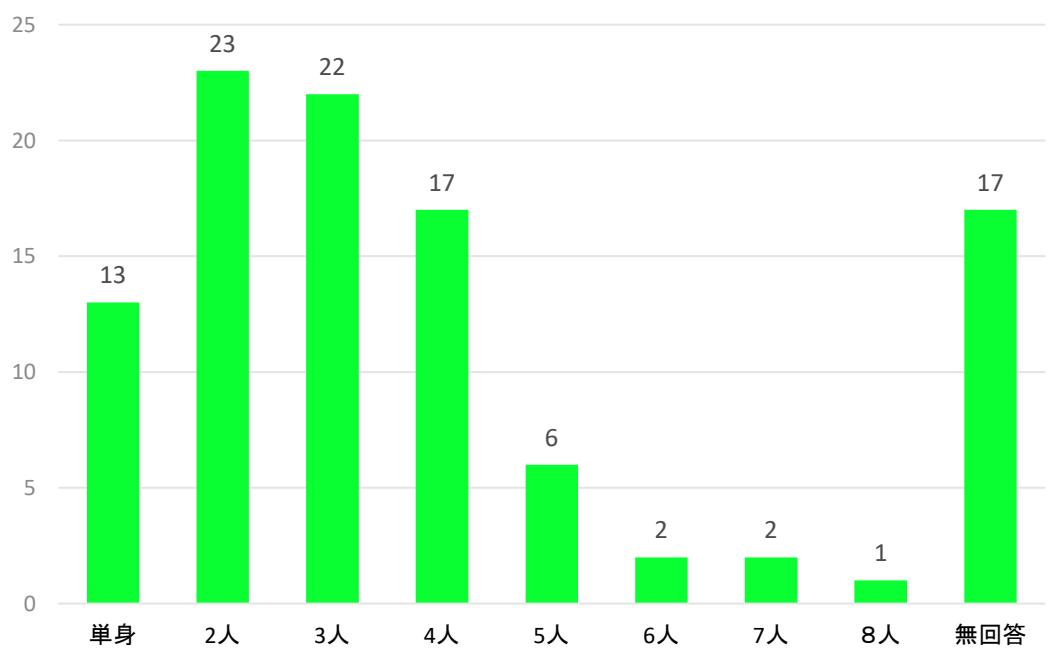
11.仕事の満足度



11.仕事の満足度

満足	49
ほぼ満足	27
少し不満	14
不満	1
無回答	12
回答合計	103

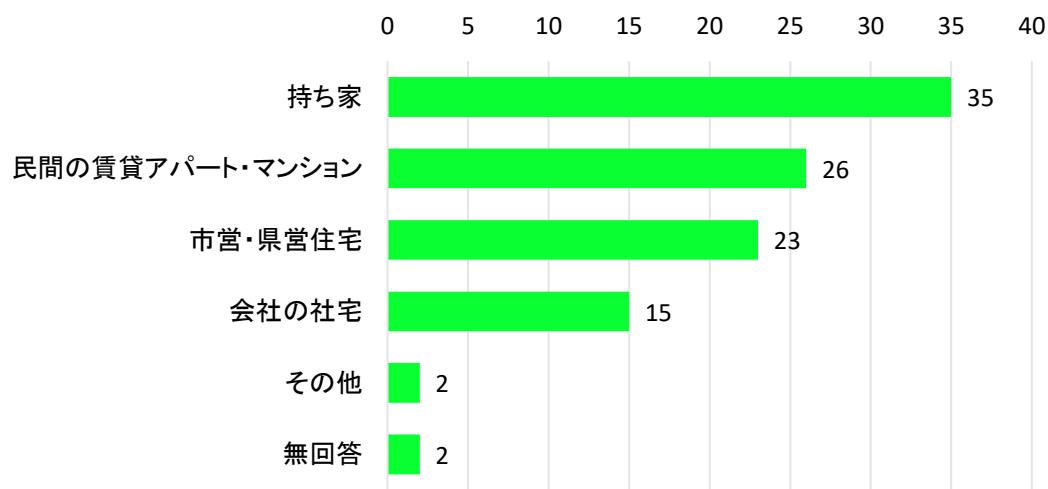
12.家族構成



12.家族構成

単身	13
2人	23
3人	22
4人	17
5人	6
6人	2
7人	2
8人	1
無回答	17
回答合計	103

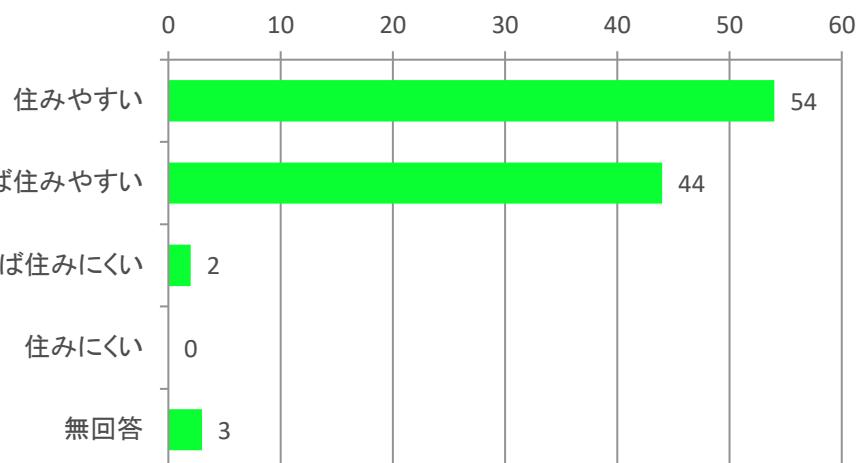
13.住まいの種類



13.住まいの種類

持ち家	35
民間の賃貸アパート・マンション	26
市営・県営住宅	23
会社の社宅	15
その他	2
無回答	2
回答合計	103

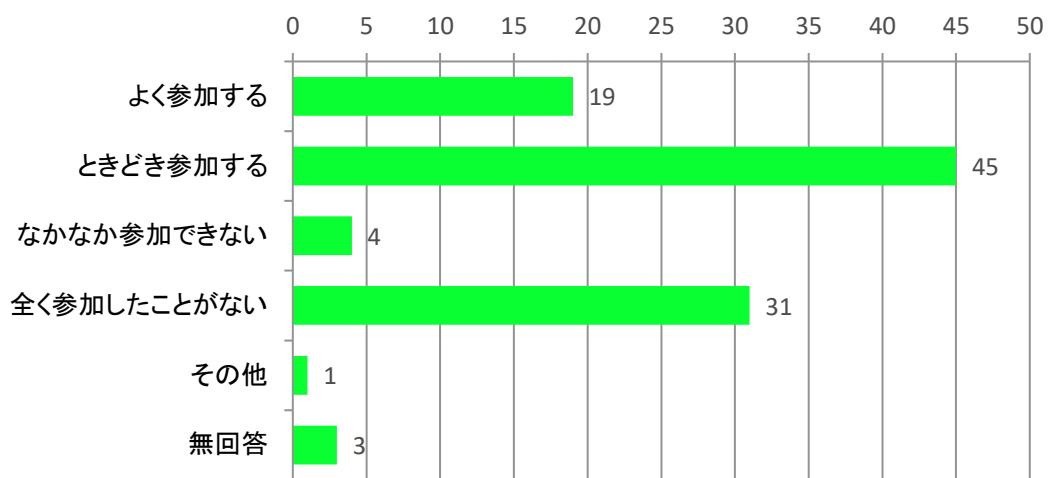
14.住みやすさ



14.住みやすさ

住みやすい	54
どちらかといえば住みやすい	44
どちらかといえば住みににくい	2
住みににくい	0
無回答	3
回答合計	103

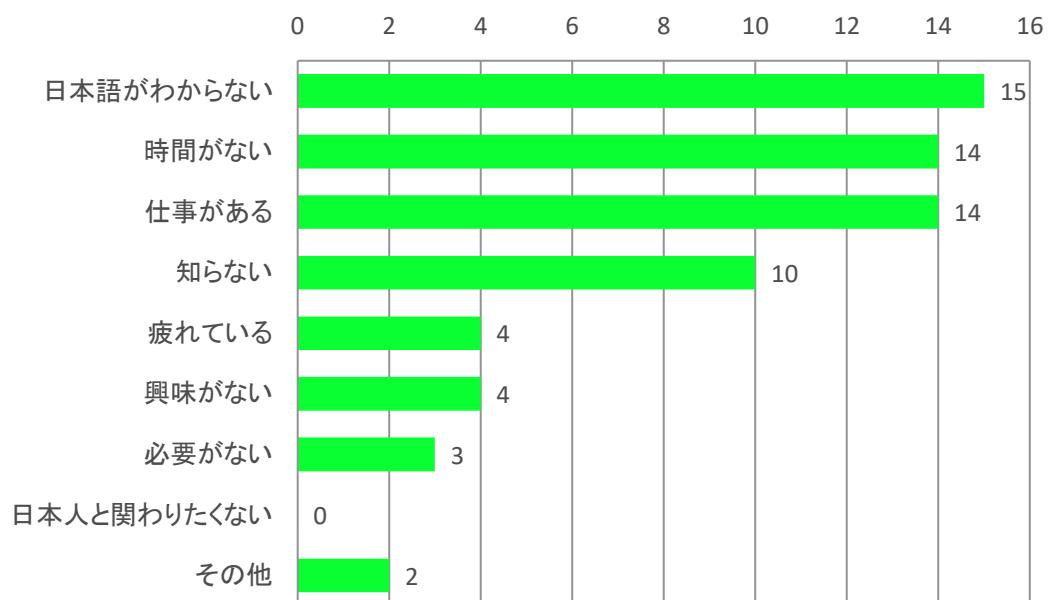
15.地域活動への参加頻度



15.地域活動への参加頻度

よく参加する	19
ときどき参加する	45
なかなか参加できない	4
全く参加したことがない	31
その他	1
無回答	3
回答合計	103

16.参加しない理由

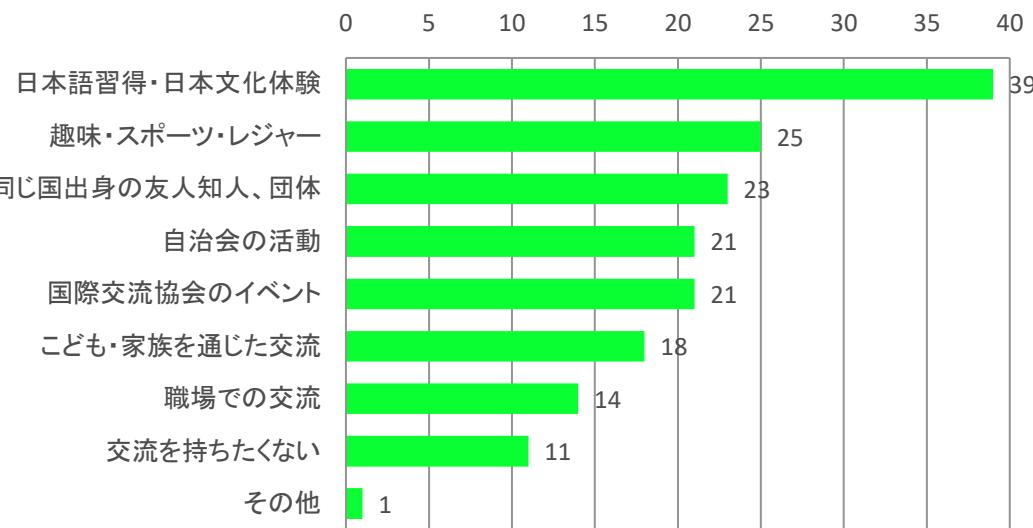


16.参加しない理由

日本語がわからない	15
時間がない	14
仕事がある	14
知らない	10
疲れている	4
興味がない	4
必要がない	3
日本人と関わりたくない	0
その他	2

(3つ以内複数回答可)

17. 参加を希望する活動

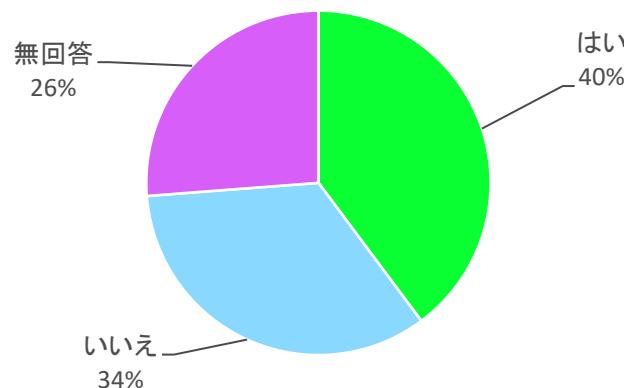


17. 参加を希望する活動

日本語習得・日本文化体験	39
趣味・スポーツ・レジャー	25
同じ国出身の友人知人、団体	23
自治会の活動	21
国際交流協会のイベント	21
こども・家族を通じた交流	18
職場での交流	14
交流を持ちたくない	11
その他	1

(複数回答可)

18. 地域貢献・地域活動への協力が可能か



18. 地域貢献・地域活動への協力が可能か

はい	41
いいえ	35
無回答	27
回答合計	103

19. 困っていること・不安に感じること

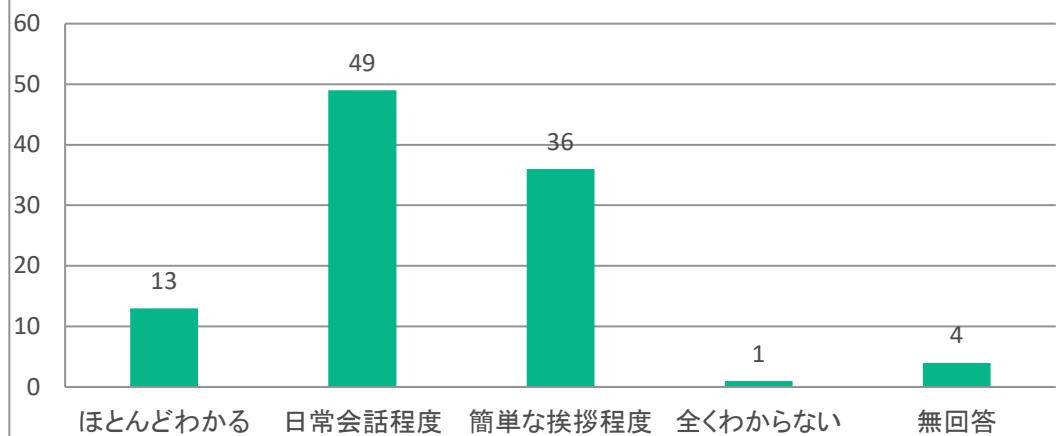


19. 困っていること・不安に感じること

現在の生活費	38
自己や家族の健康	33
日本語がわからない	26
自己や家族の就職、仕事	24
老後の生活	24
子どもの教育、進学	21
税金や保険料の支払い	13
外国人への差別や偏見	9
災害への対応	6
借金やローン	4
生活上のルールがわからない	3
職場や隣近所の人間関係	1
家族との関係	0
その他	2

(3つ以内複数回答可)

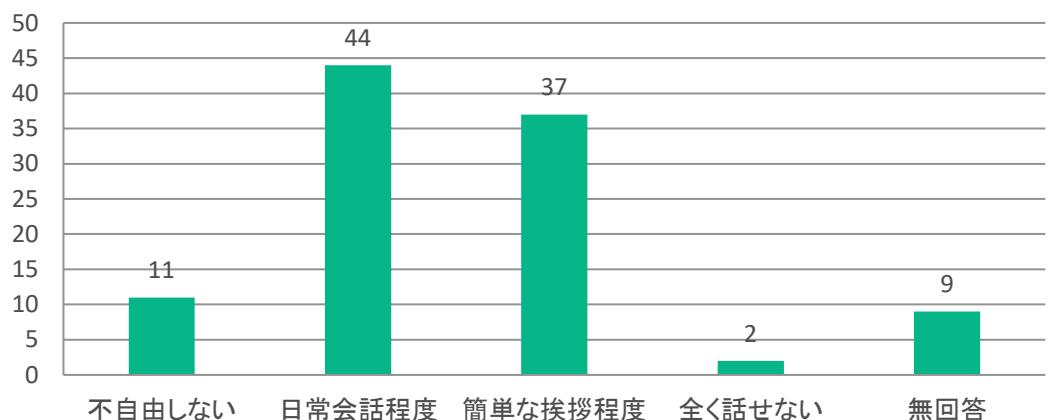
20.日本語を聞くこと



20.日本語を聞くこと

ほとんどわかる	13
にちじょうかいわていど 日常会話程度	49
かんたん あいさつていど 簡単な挨拶程度	36
まったくわからぬ 全くわからない	1
むかいとう 無回答	4
かいとうごうけい 回答合計	103

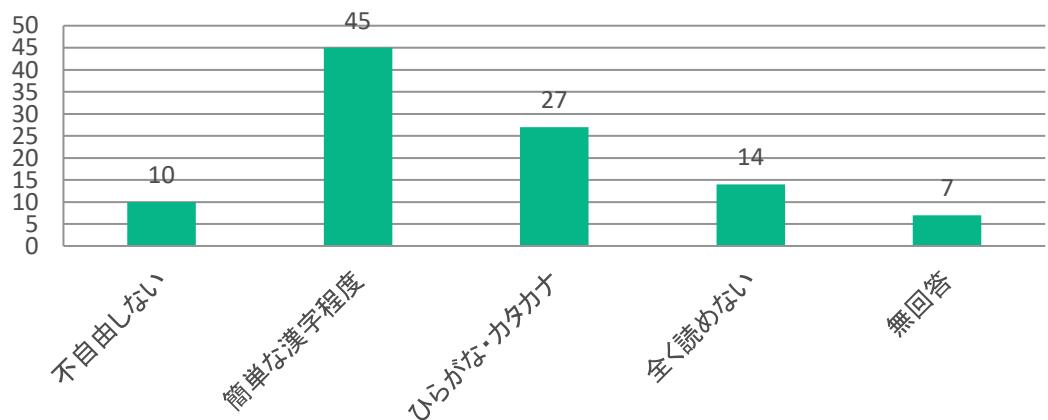
21.日本語を話すこと



21.日本語を話すこと

ふじゆう 不自由しない	11
にちじょうかいわていど 日常会話程度	44
かんたん あいさつていど 簡単な挨拶程度	37
まったくはな 全く話せない	2
むかいとう 無回答	9
かいとうごうけい 回答合計	103

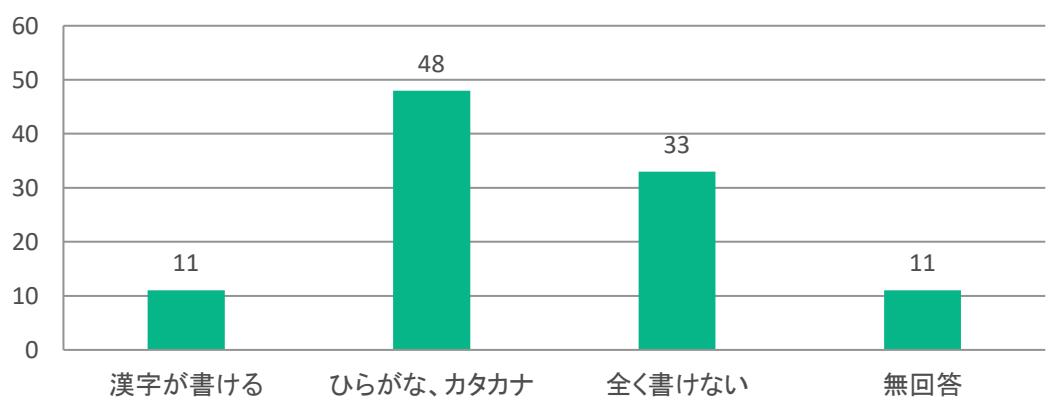
22.日本語を読むこと



22.日本語を読むこと

ふじゆう 不自由しない	10
かんたん かんじていど 簡単な漢字程度	45
ひらがな・カタカナ	27
まったくよ 全く読めない	14
むかいとう 無回答	7
かいとうごうけい 回答合計	103

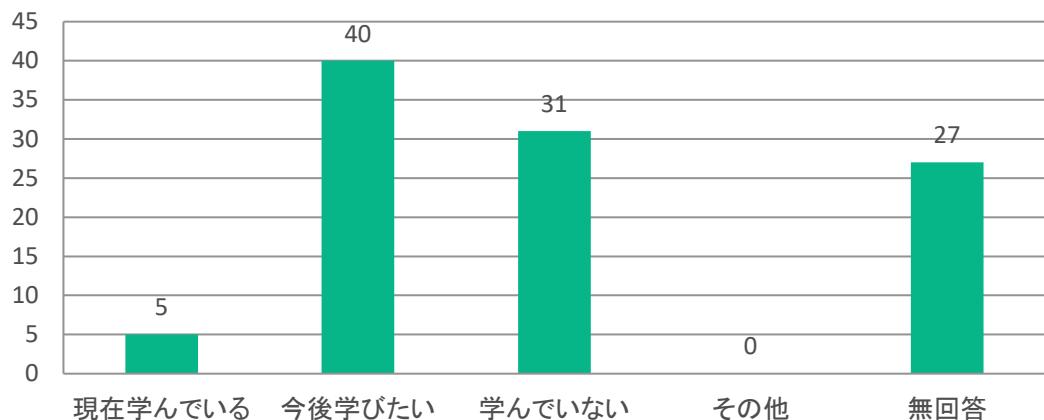
23.日本語を書くこと



23.日本語を書くこと

かんじ 漢字が書ける	11
ひらがな、カタカナ	48
まったくか 全く書けない	33
むかいとう 無回答	11
かいとうごうけい 回答合計	103

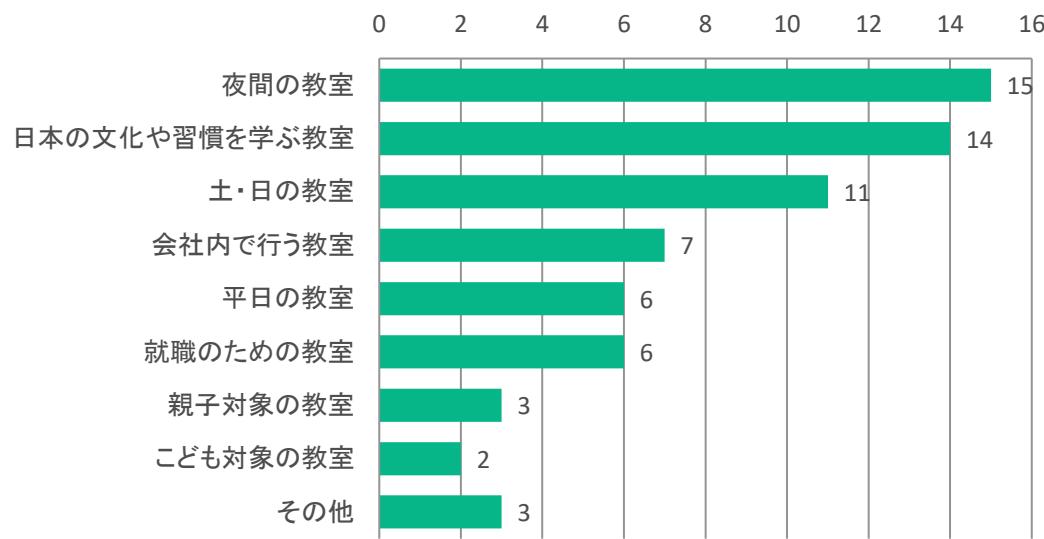
24.日本語の学習状況



24.日本語の学習状況

現在学んでいる	5
今後学びたい	40
学んでいない	31
その他	0
無回答	27
回答合計	103

25.日本語教室への希望

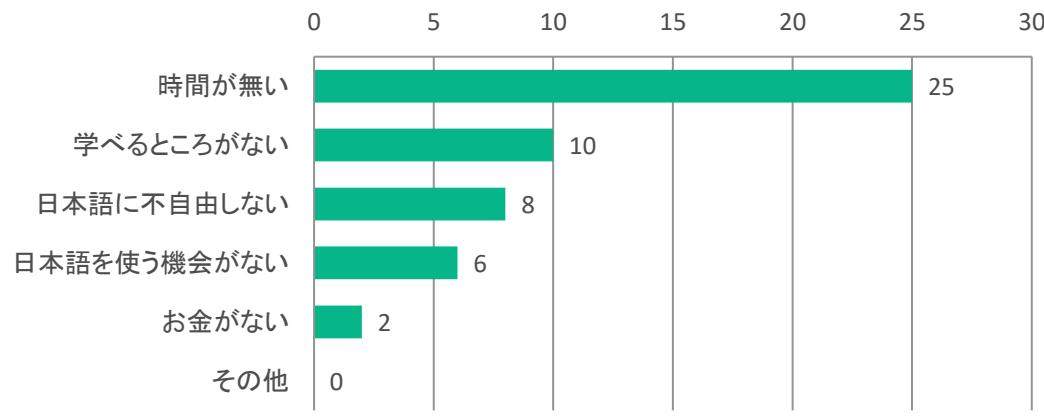


25.日本語教室への希望

夜間の教室	15
日本の文化や習慣を学ぶ教室	14
土・日の教室	11
会社内で行う教室	7
平日の教室	6
就職のための教室	6
親子対象の教室	3
こども対象の教室	2
その他	3
無回答	59

（3つ以内複数回答可）

26.日本語を学ばない理由

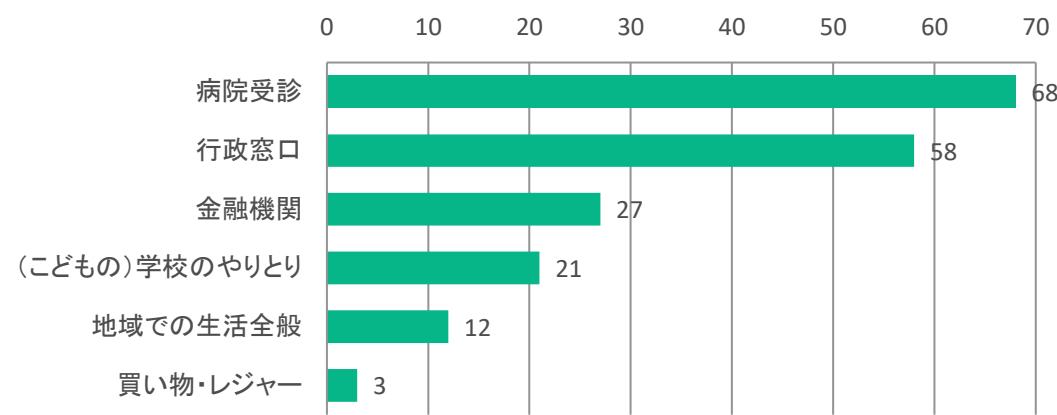


26.日本語を学ばない理由

時間が無い	25
学べるところがない	10
日本語に不自由しない	8
日本語を使う機会がない	6
お金がない	2
その他	0
無回答	56

（複数回答可）

27.通訳の必要性を感じるとき

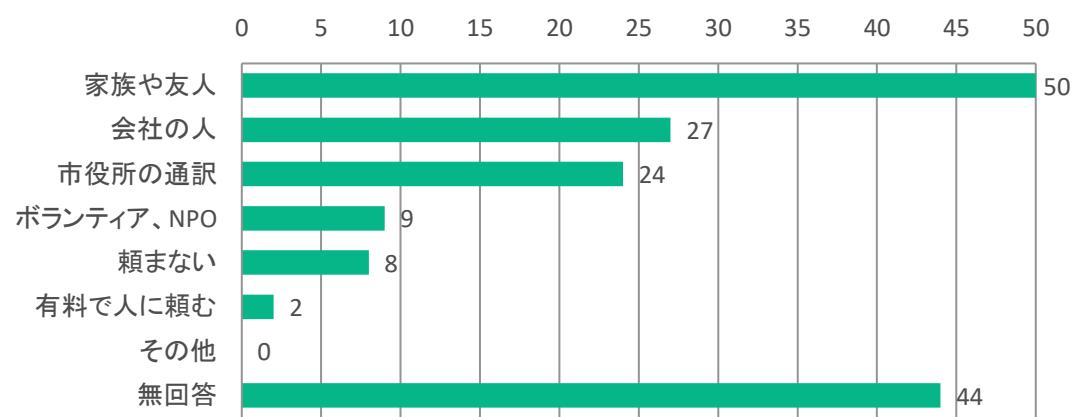


27.通訳の必要性を感じるとき

病院受診	68
行政窓口	58
金融機関	27
(こどもの)学校のやりとり	21
地域での生活全般	12
買い物・レジヤー	3

(複数回答可)

28.誰に通訳を頼むか



28.誰に通訳を頼むか

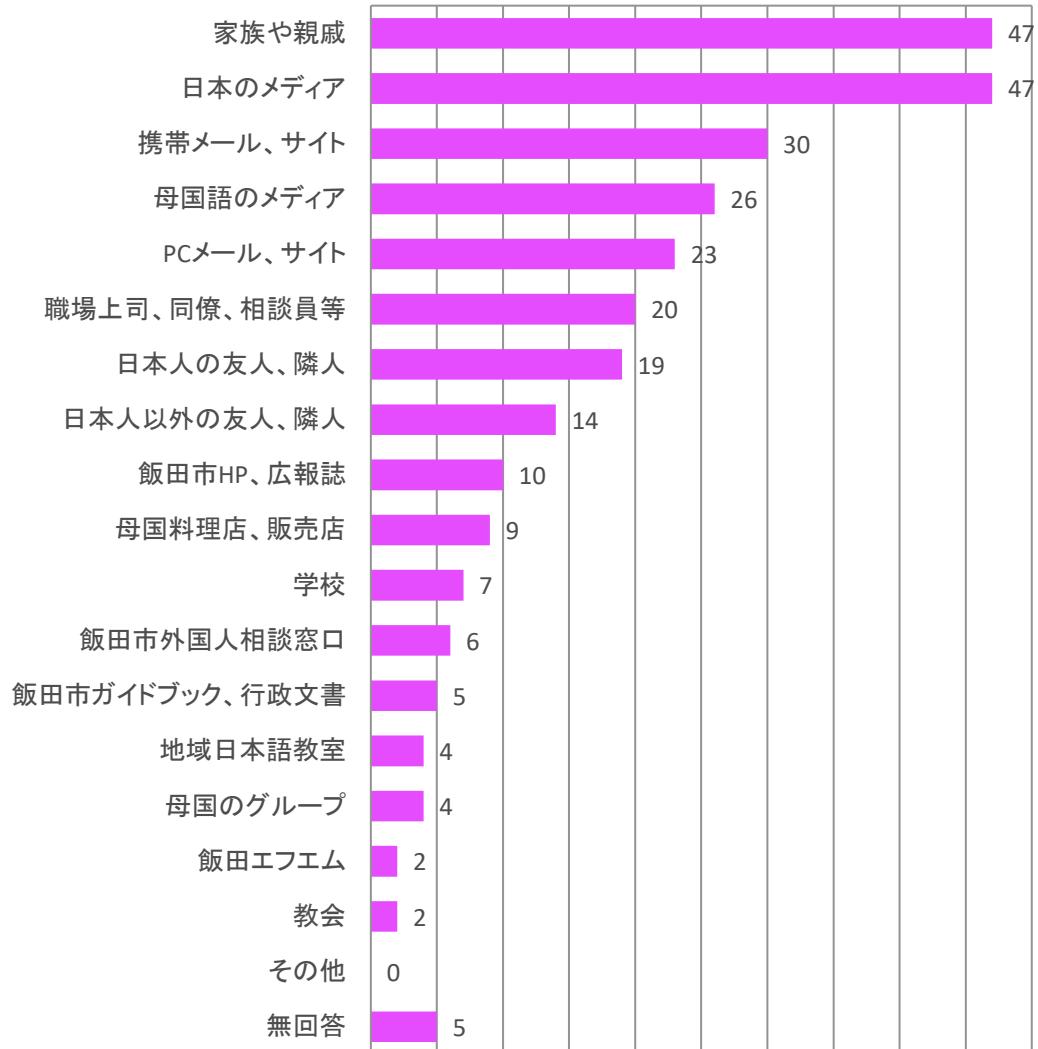
家族や友人	50
会社の人	27
市役所の通訳	24
ボランティア、NPO	9
頼まない	8
有料で人に頼む	2
その他	0
無回答	44

(複数回答可)

29.情報の入手先

29.情報の入手先

0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50



29.情報の入手先

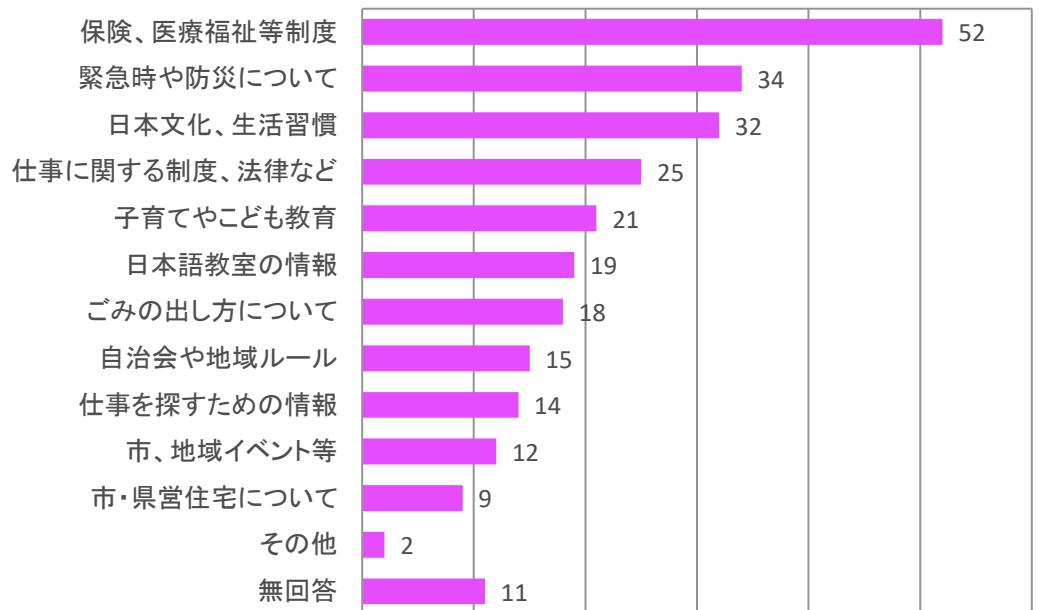
家族や親戚	47
日本のメディア	47
携帯メール、サイト	30
母国語のメディア	26
PCメール、サイト	23
職場上司、同僚、相談員等	20
日本人の友人、隣人	19
日本人以外の友人、隣人	14
飯田市HP、広報誌	10
母国料理店、販売店	9
学校	7
飯田市外国人相談窓口	6
飯田市ガイドブック、行政文書	5
地域日本語教室	4
母国のグループ	4
飯田エフエム	2
教会	2
その他	0
無回答	5

(複数回答可)

30.必要な情報

30.必要な情報

0 10 20 30 40 50 60



30.必要な情報

保険、医療福祉等制度	52
緊急時や防災について	34
日本文化、生活習慣	32
仕事に関する制度、法律など	25
子育てやこども教育	21
日本語教室の情報	19
ごみの出し方について	18
自治会や地域ルール	15
仕事を探すための情報	14
市、地域イベント等	12
市・県営住宅について	9
その他	2
無回答	11

(3つ以内複数回答可)

31.行政への要望

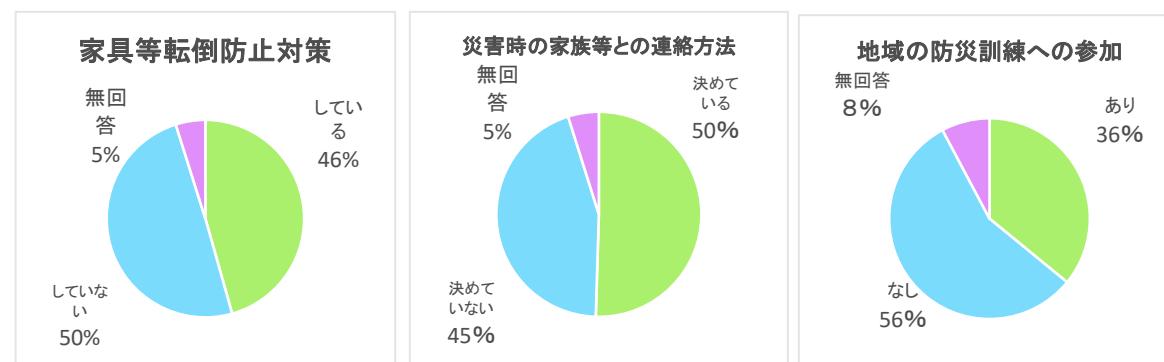
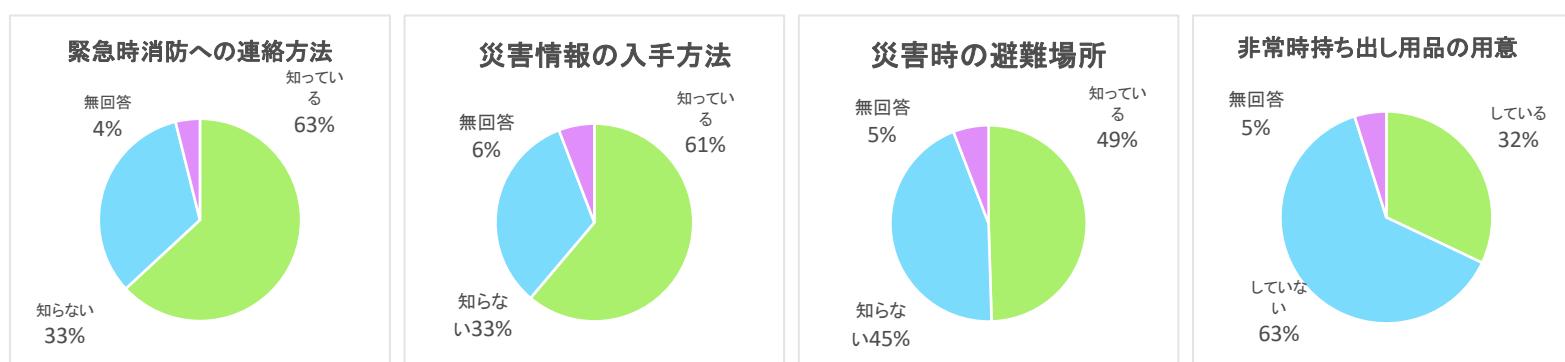


31.行政への要望

多言語対応職員の窓口配置	47
医療通訳等の配置、派遣	31
災害等緊急時対応整備	20
日本人と外国人の交流機会の提供	19
生活や子育て、教育相談体制の整備	18
生活ルール、習慣や文化の違い周知	14
職業紹介、職業訓練等の充実	13
日本語教室の開催	12
差別、偏見解消のための学習会等の開催	11
主体的な活動の支援や場の提供	9
小中の外国籍児童への日本語指導	7
特にない	4
その他	1
無回答	11

(3つ以内複数回答可)

32.災害への対応



33. 子どもの人数、年齢

区分		1人	2人	3人	4人以上
日本に在住	0～5歳	5	0	0	0
	6～15歳	12	8	3	1
	16歳以上	11	2	1	0
母国に在住	0～5歳	6	1	0	0
	6～15歳	4	6	0	0
	16歳以上	6	2	0	2

34.教育で困っていること

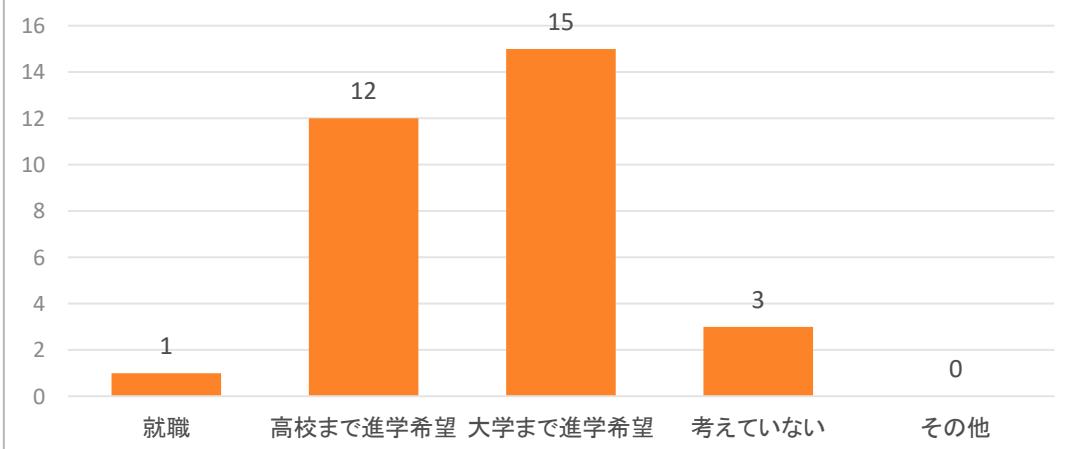


34.教育で困っていること

困っていないことはない	12
学校等の通知がわからない	9
日本語を十分に習得できない	5
授業の内容がわからない	5
教育にお金がかかる	5
その他	4
仲間はずれになったりいじめられたりする	1
日本の教育の仕組みがわからない	1
親同士が仲良くなれない	1
無回答	77

(複数回答可)

35.子どもの進路



35.子どもの進路

就職	1
高校まで進学希望	12
大学まで進学希望	15
考えていない	3
その他	0